

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予算特別委員会会議録（4）（22.3定）			
日 時	平成 22 年 9 月 21 日（火）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 1 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	斉藤（陽）委員長、斎藤（博）副委員長、秋元・大橋・中島・ 山田・濱本・古沢・久末各委員		
説 明 員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、 産業港湾部参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、古沢委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

吹田委員が大橋委員に、菊地委員が古沢委員に、高橋委員が秋元委員に、横田委員が久末委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、共産党、自民党、平成会の順といたします。

公明党。

○秋元委員

◎小樽港のコンテナ貨物について

私のほうからは、代表質問に関連して、今回、港湾計画、また、重点港湾の選定から漏れたことについて伺いました。その中で、今後の方向性ということで聞かせていただきまして、市長のほうからも今後の物流の動向ですとか、まちづくりの視点をとらえて目標設定し、小樽港ならではの魅力ある港湾空間の創造を目指していきたいというお答えをいただきました。

平成19年に、私のほうから港湾計画につきまして若干質問をさせていただきました。その中で、19年以降、小樽港の利活用も含めてどういうふうに考えていくのかをお聞きしていただきまして、19年当時は、太平洋側の港湾ですとか、韓国経由のトランジット貨物の競合が激しくなっていくのではないかとというお答えをいただいたのですが、このトランジット貨物の現在の状況と、その状況を踏まえた中で小樽港ではどのような活動をされてきたのか、また、今後の対策としてどのようなものが考えられるのかについて伺いたいと思います。

○（産業港湾）港湾室主幹

トランジット貨物というか、小樽港のコンテナ貨物ということで、平成19年以降について答えさせていただいてよろしいでしょうか。

まず、小樽港のコンテナの取扱いですが、これは実入りコンテナの個数で答えさせていただきます。

平成19年の輸出が2,489本、輸入が6,352本、20年の輸出が1,827本、輸入が5,064本、21年の輸出が1,097本、輸入が6,135本という状況になっております。

それで、特徴といたしましては、輸出につきましては、冷凍の水産加工品、あるいは自動車部品が近年になって増えております。輸入につきましては、家具、装飾品や石材が近年になって増えてきているということでもありますけれども、いかにせん、状況を見ますと、輸入貨物が、円高の影響を受けていると思いますけれども、伸び悩んでいるような状況でございまして、私どもは輸入貨物に力を入れて貨物集荷等をしていきたいということで考えております。

○秋元委員

わかりました。

これもそのときに御答弁いただいた言葉なのですが、取扱貨物量を維持、発展させるために、今後、集荷活動とか輸出品の掘り起こしが課題ですというお答えでした。まずは、どのような集荷活動をされてきたのか、その内容、また、輸出品の掘り起こしが重要ということで、それについてはどのような活動をされてきたのかについてお知らせいただけますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

私どもは、コンテナ関係の船舶代理店の方ですとかと、月に何回ということは申しませんが、意見交換、あるいは情報交換をして、そして、私どもが行ける範囲で小樽市内の業者を訪問して、小樽港から貨物を出していただけないかということをお願いして、地道な活動ではございますけれども、そういうことで主に輸出貨物の掘り起こしをしております。

○秋元委員

集荷についてはどうですか。

○産業港湾部参事

先ほどの答弁で、輸出と輸入がひっくり返っておりまして、円高によって、輸入のほうは、ある意味勢いづくのですけれども、ただでさえ中小企業が主である北海道の産業構造、市内の需要の関係から見ますと、どうしても輸出というのは厳しい状況にあると言えらると思います。

それで、輸出品の掘り起こしという面では、以前から中国の方が小樽に見えられたときには、地元には商社はありませんかということによく言われます。結局、一つ一つの企業をしらみつぶしに中国側が調べて商取引するのはなかなか厳しいわけです。そうすると、小樽側からも情報発信する上で一定の地域商社が必要というふうにみなされてきているわけです。

先般、新聞記事にもなりましたが、地元の企業が中国向けの輸出に関するいろいろなノウハウを取得して、そういった業務に乗り出したいということもあって、市のほうもまたそれに対していろいろ協力して、上海で行われた物産展でも一定の成功をおさめたという実績もあります。こういったところに市がいろいろな面で支援しながら、まず地元の商社としてきちんとした形でやっていけるようになれば、いろいろな商品の中国までの発信、情報発信というものが非常によくわかるわけです。そういう意味で効果がありますので、そういった面で輸出貨物の掘り起こしにも一役買う形になると思います。

もう一つは、先ほど言いましたように、北海道から大口のものはなかなか出ませんので、現在、取り扱っている企業のほうで、小口のをいかに集約してコンテナに詰めて輸出できるようにするかといった取組も進めております。市がいろいろ情報共有しながら輸出貨物の掘り起こしに努めて、集荷活動についても、先ほど主幹が答弁しましたように、業者と一緒にいろいろな情報交換している状況でございます。

○秋元委員

先ほど、貨物の輸出量が結構厳しい状況で、年々、取扱量も減っているという状況を確認させていただきました。確かに、商社を回って輸出品の掘り起こしに取り組みされてきたということなのですが、例えば会社訪問の頻度ですとか、具体的に何社ほど訪問されているものなのか、何か数字にまとめたものはありますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

頻度で言いますと、本当に申しわけないのですが、去年はゼロなのでございますけれども、今年も1社です。要するに、私どものクルーズ船の仕事とかの合間を見て行くと。あと、業者のアポイントも取れている中で、去年はよくないのでございますけれども、今年ですと1社を回っております。

○秋元委員

一昨年という、平成20年がいいですね。20年から大体700トンぐらい輸出が減っているという状況なのですが、そういう効果というのはあるというふうにご考えていいのですか。

○（産業港湾）港湾室主幹

コンテナの個数でいきますと、今、秋元委員がおっしゃったのは平成20年と21年の輸出の比較だと思うのですが、この部分につきましては、燃料の高騰もありまして、航路の再編をして、21年1月から週1便にすることを運航会社のほうで考えておりまして、そういう影響で減っている状況であります。いかんせん、私どもが企業訪

問をなまけてという部分ではないのだと思っております。

○秋元委員

なまけていると言っているつもりはないのですけれども、数字的にもかなり減っていますので、どういうところに軸足を置くのか、例えば観光なのか、それとも貨物部分なのか、どちらが重要という部分では当然両方とも重要だと思うのです。先ほどお答えいただいたとおり、会社を訪問して輸出品の掘り起こしをしていくというお話ですが、平成21年はそういう活動をされていなかったことを考えると、当然、減っていくのはしかるべき結果なのかというふうに思うのですが、この辺はどうでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

コンテナに限ってはゼロなのですけれども、いろいろ小樽港を利用していただいて、コンテナに限らず貨物量を増やそうということで企業訪問はしております。それで、コンテナ関係については、1社も訪問していないということで、誤解を招いたようで申しわけございません。

それで、私どもも、小樽港の取扱貨物を増やしたいということで、企業訪問を行ったり、船舶代理店や荷主と情報交換を行っております。結果としてこうなったのであって、私どももこういうことを日々念頭に置きながら、これからの小樽港の貨物を増やせるような努力をしていきたいと思っております。

○産業港湾部参事

企業訪問の件ですけれども、行政単独で行くということはまずありません。先ほど言いましたように、集荷会議を開いて、船舶については代理店と相談して、行くべき企業があれば、それは当然行きます。私も昨年、一昨年のごことはわかりませんが、先ほどの主幹の答弁が正しいとすれば、たまたまそのときにはそういった企業を訪問する機会がなかったということだと思いますけれども、通常は行政が持っているいろいろな情報、企業が持っている情報をみんなで集めて、ターゲットを絞ったらそこに向かう、こういう行為はやっているということです。

○秋元委員

当然、年度ごとの取扱量の目標も設定しながら来たと思うのですが、実際、今回の代表質問でも質問させていただきましたけれども、毎年、目標値と実績値が大幅に乖離しているのも当然把握されていると思うのです。そういう部分も踏まえて、例えば平成19年から20年、20年から21年とだんだん減っていく中での対策を考えれば、訪問先の企業がなかなか見つからないという現状もあったのでしょうかけれども、当然、目標があつての活動だと思いますので、その辺の乖離に対する考え方はどういうふうに考えていますか。

○産業港湾部参事

コンテナに関しては、今、具体的な取扱量の目標を定めて、ポートセールスをやっているわけではございませんけれども、差し当たって実際に貨物が入っている実入りコンテナを1万本のオーダーに乗せるというのが当面の目標なわけです。確かに、昨年までは経済の低迷等がありまして非常に苦しんでいたのですけれども、今年に入ってから30パーセントほど伸びておりまして、この調子でいくと前年度実績は確実に上回るだろうと思っております。先ほど言った手持ちの貨物を地道に集めていく、実入りコンテナを増やしていく、これに尽きるところだと思います。トータルの中では、北海道のコンテナが爆発的に伸びるなどということはありません。その中で、言ってみれば苫小牧が主流ですけれども、こういった港とのパイの奪い合いみたいな形になりますので、いかにして荷主に対するサービスをよくしていくかを競う形になろうかと思っております。そういった上で、先ほど言いました実入りコンテナを1万本のオーダーに乗せて、さらに増加させていくという日々の努力が必要なのだろうと思っております。

○秋元委員

今回、重点港湾の選定から漏れたということで、非常に残念に思っている方もたくさんいらっしゃると思いますので、今後、港湾計画を立てる上でも、しっかりと計画の上で行動していただきたいと思っておりますし、今まで以上にぜひ御苦労していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◎輸出入のバランスについて

次に、今質問した中で、集荷活動と輸出品の掘り起こしが当面の課題だということで、この輸出入のバランスをしっかりとっていくことが重要であるというお話をいただきました。現在の輸出入のバランスというのは、輸入のほうが非常に多くなっている状況ですけれども、このバランスについてはどういうふうにご考えておりますか。

○産業港湾部参事

輸出入のバランスは本当のところフィフティー・フィフティーになるのが理想だと思うのです。当然、入ってくるコンテナがあって、帰ってくる時にも同じだけのものが実入りコンテナで出ていく、これが理想でございます。航路の安定的な維持のためには必要なことだと思いますけれども、先ほど言いましたように、北海道の産業構造からいきますと、そういうことはほとんど難しいのではないかと考えています。けれども、今の小樽港の実態というのは本当に輸出分が少なすぎますので、そのところを何とかしなければならぬ。ですから、できるだけ輸出貨物を増やすということです。

バランスとまではまだいけないのです。その何歩も手前ですけれども、とにかく輸出貨物を地道に努力して増やしていくことが必要だろうと思います。

○秋元委員

わかりました。

◎輸出入の品目について

次に、先ほど輸出入のお話をいただいたのですけれども、平成19年以降の輸出入の品目と特徴的な変化というものはいくつかありますでしょうか。

○（産業港湾）港湾室主幹

近年の輸出入貨物の特徴でございますけれども、輸出につきましては自動車部品、これはクラッチ板ですけれども、そういうものが増えております。また、輸入につきましては、プリンターなどの園芸用品、あとは日用雑貨の需要が結構高いということでございます。

○秋元委員

平成19年当時と品目の中身の特徴についてはあまり大きな変化はないということよろしいでしょうか。

○産業港湾部参事

以前は、かなりの数のサケを中国に輸出していたのです。それが、まずサケ自体が不漁になってしまいました。もう一つは円高の影響があって、ごく少量になってしまいました。以前は、それがかなり出ていて、輸出貨物の主要な品目でしたけれども、そういったことが挙げられます。

○秋元委員

わかりました。コンテナについては、その辺でやめます。

◎クルーズ客船について

続いて、クルーズ客船についてですけれども、当時は乗船客の行動パターンをいろいろ研究されていたというお話がありましたけれども、平成19年以降の乗船客の行動パターンは把握されておりますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

平成19年以降ということではないのですけれども、21年につきましては、1件当たり平均しますと約480名の方が乗船しております。平成20年に飛鳥が来たときに、小樽寄港時の消費金額や、一番気に入った観光名所についてアンケート調査をしております。

○秋元委員

平成19年当時は、1船当たり300名ほどが下船されていて、21年は大体480名と、180名ほど増えているということで、今、お答えをいただきました。増えたということで、市内観光とか、例えばオブショナルツアーでの取組です

ね。当時もいろいろと取り組まれていたというお答えはいただきましたけれども、下船された方をどのように市内の観光とかに結びつけているのか、また小樽市としてアピールされているのでしょうか。

○産業港湾部参事

クルーズ船で訪れる方々というのは、基本的には事前にオプションツアーの中から、いろいろ選択されている方と、それには参加しないで市内を散策される方がいると思うのです。近年の動向と申しますか、小樽というのは交通の利便性が高いところでございますので、クルーズ船が到着して夕方に出るわけですが、その短時間の間に見て回れるエリアというのはかなり広範囲に及んでおります。ついこの間は、旭川の旭山動物園まで小樽港を経由したオプションツアーに加えられていました。当然、積丹半島も組まれています。そして、小樽市内のいろいろな歴史的施設の散策ツアーもかなりの数が組まれております。非常に満遍なく多様なツアーが組まれているという実態にあると思います。

小樽市としては、今、定住自立圏の関係がございまして、小樽市だけではなくて周辺の地域とうまく連携させなければならぬという気持ちを常に持っていますので、事前にいろいろな代理店等々との話の中では、今、後志を含めた周辺のいろいろな魅力あるツアーポイントをどんどん設定、紹介するようにしていますし、当然、小樽市内のいろいろなコースというものを多様な形で組むように、常々提案しているところです。

○秋元委員

小樽市としても、そういう観光名所とかいろいろなプランをアピールしているというお答えをいただきました。下船されてさまざまなお店に行かれていますということですが、実際に市内経済に対する効果は、平成19年当時は大体1人4万7,000円ほどあるのではないかと申してお話してはいたけれども、先ほど21年にアンケートをとっているというお話でしたが、実際に、19年以降、1人当たりの市内経済に及ぼす効果は分析されていますか。

○（産業港湾）港湾室主幹

先ほどちょっと述べましたが、平成20年7月に飛鳥が来たときに御協力をいただいて、そのときに消費した金額は幾らでしたかというようなアンケート調査を実施しております。交通費や食事代、お土産代を含めまして1万8,000円というお答えをいただいております。

景気の低迷などの諸事情があって、人数は増えてはいますが、どちらかというと節約型になってきているのではないかと考えております。

○秋元委員

4万7,000円から1万8,000円ですから、かなり落ち込みがあると思うのですが、先ほどアピールの件も聞きましたけれども、今後、市内経済に効果があるような取組と申しますか、積極的にされる取組は何か考えられていますか。

○産業港湾部参事

いかにお金を使ってもらうかという面では、当然、いろいろなレクリエーションポイントなり、食事のポイントなり、買物、魅力的な品物の開発なり、そういうものが大きいと思いますが、クルーズ船の効果というのは、実はクルーズ客だけではないのです。例えば小樽の場合はいろいろな食材の調達に便利な場所にあるのです。札幌も近いということから、多種多様な食材がそろそろうなのです。それで、聞いてみましたら、小樽産のものも含めて、地元の食材をどんどん仕入れて、船内で提供するというのもやっています。

あとは、乗船員の方々も陸に上がったら半数近くが市内へ買物に出かけるのです。これもばかにならない部分があります。皆さんかなりの数の買物袋を手にはぶら下げて船にお戻りになるという姿を見えています。あるいは、従来から船の清掃業者といった方々にも効果があるといえますか、そういう総合的な部分がありますので、単にクルーズ船に乗ってこられた方がどれだけお金を使うかといったことだけで、クルーズ船の経済効果を判断すべきではないのと思うと思います。やはり、総合的に見るべきだと思いますし、もう一つは、クルーズ船がどんどん入る港と

いうのは知名度が上がりますから、いろいろな面で小樽の宣伝になる、これも目には見えない大きな効果だと思っています。

○秋元委員

例えば九州のほうのクルーズ船を迎えているような港ですと、中国の方とかいろいろな方を誘致していますけれども、そういう方が何を求めてきているのかといったアンケート調査を行ったり、まち全体を開放して海外の方々に買物してもらうような取組をしているところもあります。例えば品物に対してどういうニーズがあるのかというようなアンケート調査を含めて、今後行うような考えがあるのか、また、先ほどアンケートをとったと聞きましたけれども、どのような内容のアンケートなのでしょう。

○（産業港湾）港湾室主幹

アンケートの内容は、先ほども言いましたように、一つは消費金額についてということです。あとの内容ですけれども、一番気に入っている観光地はですとか、今後来るとしたら、もう一度来ますかですとか、詳しい内容の書類を持ってこなかったのですけれども、そのような内容のアンケートを実施してございます。

○秋元委員

今後、アンケート調査をする中で、できるのであれば買った品物の項目についても調査していただければ、ただ単に小樽の中で消費できない、欲しいものがないというような状況になっていないのかどうかという部分もぜひ考慮していただきたいというふうに思います。

◎港オアシスについて

最後の質問になりますが、国で港オアシスという取組をされていますけれども、道内では3か所ほどの港湾が港オアシスに認定されていますけれども、今後、小樽でこのような施策に手を挙げて取り組むことは考えられるのか。また、港オアシスというのはどういう内容のもので、小樽市が取り組むにしてもメリット・デメリットがあればお知らせいただけますか。

○（産業港湾）事業課長

港オアシス制度についての質問でございますけれども、まず、制度の概要から簡単に説明させていただきます。

港オアシス制度につきましては、港に関係する交流施設とか、旅客ターミナルといった施設などを活用して、地域活性化を目指す住民参加型の取組を促進するため、国で創設された制度になってございます。

この港オアシスに登録いたしますと、具体的な事業での支援制度はないのですが、例えば港オアシスとしてのロゴマークを使えたり、若しくは、港オアシスとして地域の情報等を国のホームページ等で発信していくという形の支援を受けることができる制度でございます。

この制度のメリット・デメリットでございますと、メリットは、今説明させていただきましたロゴの使用とか情報発信等になります。また、このような制度ですので、特に認定を受けた後でのデメリットはないかというふうに考えてございます。

このような制度に対して、小樽市としての今後の考え方という部分ですが、基本的には、この制度自体、海に関係する何らかの拠点施設がなければならぬということがあります。現状では当該制度を十分に生かせる、核となる施設がないものですから、今のところはすぐに登録するという事は考えてございません。将来的に、例えば第3号埠頭を旅客船埠頭として整備していくという状況になりますと、魅力の発信という部分でこの制度に登録していくことは十分意味があることかと思っておりますので、整備が進んでいく段階でこの制度の登録については考えていきたいと考えてございます。

○秋元委員

わかりました。ぜひよろしく願いいたします。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移ります。

○斎藤（博）委員

◎長橋保育所の廃止について

2点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、長橋保育所の規模・配置に関する計画についてであります。代表質問でも若干聞かせていただいておりますけれども、改めて2回開かれた保護者説明会、それから1回行われております個別面談を含む内容について御報告をお願いしたいと思います。

○（福祉）宮本主幹

長橋保育所における保護者説明会と個人面談の経緯でございますけれども、1回目は6月30日に行っておりまして、長橋保育所を利用しております32世帯中11世帯に参加をいただいております。長橋保育所の廃止を含む内容、計画案となっておりますので、その計画案全体の説明を行っております。

個人面談は、7月中旬から7月末にかけて行っておりまして、平成24年度末に長橋保育所が廃止になった場合に、長橋保育所で卒園することができない今の1歳児、2歳児の保護者の皆さんに個別にお会いしてお話を伺っております。その際に、長橋保育所が廃止になった場合にどのような支障があるのかなどについて伺っております。いろいろなお話はありましたけれども、保育所を移ることになったら仕事に間に合わなくなる、そういったような理由などから、できれば今いる子供たちが卒園するまで廃止を延期してもらいたいといったような御意見が多くございました。

2回目の説明会は、8月30日に行っておりまして、7月に行ったパブリックコメントや個人面談での御意見に対して、どう答え得るのかというようなことについて、検討中であるといったようなことでの報告を行っております。

○斎藤（博）委員

次回、3回目の保護者説明会はいつ開催されるのですか。

○（福祉）宮本主幹

3回目につきましては、10月1日以降を予定しております。

○斎藤（博）委員

私の代表質問の中でも、市立保育所がこういう形で廃止されるのは、小樽市として初めて行うことなので十分慎重にやってもらいたいという思いと、やはり歴史のある一つの保育所を廃止する以上は、保護者の一定の理解、了解といいますか、そういったものが必須ではないかと質問しまして、市長も一定の理解が必要だというような考え方を答弁で述べていたわけですが、この3回目の保護者説明会に向けて、改めて保護者の希望なりに対してどのような回答を持っていかうとしているのか、その辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長

本会議の答弁で、現在の2歳児に対する何らかの救済措置を検討したいと申しましたので、具体的に検討しておりますけれども、一応、平成24年度で廃止ということでございまして、26年度まで分園とかいろいろ説明したとおりいっておりますけれども、仮に26年度まで延ばすのであれば、現在の一、二歳児が卒園するまで継続したらどうかということで、今、内部的には詰めておりまして、何とかそういう方向で保護者の皆さんにお話をしていきたいと。したがって、当面は廃止とはならない。廃止の年限は先に置きますけれども、それまでは現在の状況もありますし、今の子供たちが卒園するまでという話もありますから、そのことに重きを置いて継続をさせていただいて、それまではそういうふうに行きたいと思っております。詳細はこれから再度詰めます。

○齋藤（博）委員

今いる 1 歳児が卒園するまでというふうになると平成 26 年度までかかるわけですがけれども、8 月 30 日の保護者説明会のときにも、福祉部のほうからは分園というのも選択肢だという話が出されたそうです。保護者からすると、廃止から見るとずいぶん違うのですけれども、やはり分園というのはどこかの保育所のいわゆる分園です。そうすると、園行事とかいろいろな行事の日程調整も難しいし、どこでやるのかという話にもなって、子供としてはふだん行っていない保育所で運動会をやるとか、卒園式をどうするのだというのは、極めて違和感がある。保護者としても、自分の子供がいざ卒園するとなれば、やはり長橋なら長橋保育所でしたいという部分があるので、いきなり廃止より分園については非常に好意的に受け止めたのですけれども、冷静に考えると、やはり分園というのは、保護者の気持ちからすると難しい部分があると思います。

そうすると、随時減っていくのでしょうかけれども、やはり小規模な感じで長橋保育所を 26 年度まで存続するといったことを改めてお考えいただきたいと思います。

○市長

分園という考え方もないわけではないのでしょうかけれども、私どもは管理責任の問題もありますので、そういう意味からいって、やるのであれば正式に保育所として存続させて、責任体制もしっかりした中で子供を預かるというほうがいいと思いますので、そういう方向で進めていきたいと思います。

○齋藤（博）委員

よろしくお願ひしたいと思います。

◎食物アレルギーについて

次の質問をさせていただきます。

食物アレルギーについてですけれども、これは保育所と小学校についてお尋ねしたいと思います。特に、教育部の皆さんとお話しする機会は少ないものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、小学校、保育所のそれぞれで、うちの子供は食物アレルギーがあるといった申入れなりがあって、押さえている人数があったらお知らせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

小・中学校の児童・生徒のアレルギーの人数については、教育委員会としては押さえてはおりません。

○（福祉）子育て支援課長

公立保育所 6 か所では、現在、8 名の子供がアレルギーの対象となっております。

○齋藤（博）委員

教育委員会では押さえていないということなので、その質問は横に置きますけれども、保育所の場合、現在、8 名の方からそういう申入れがあるということなのですけれども、それはどういったシステムで福祉部では押さえられているのか、教えてください。

○（福祉）子育て支援課長

保育所では、まず、入所の申込みを最初に受ける段階で、保護者といろいろやりとりをする中で、アレルギーがあるや、なしやというお話をさせていただきます。その中で、必要があれば、後日、保護者と私どもの栄養士との個別面談をする必要があるかどうかを決めさせていただきます。その必要がある場合には、実際に入所が決定する前段階に、直接、私どもの栄養士と保護者が面談をするのですが、そのときには、医療機関でアレルギーの検査を受けていただいて、その結果をお持ちしていただくようお願いをして面談をするわけですが、そこで検査結果を踏まえて家庭での食事の状況などをやり取りしながら実際に私どものほうでアレルギーに対応した給食が必要かどうかという判断をさせていただきます。

○齋藤（博）委員

保育所の場合は、ゼロ歳から始まって5歳児までいるわけです。最初はミルクとか飲んでいっているのでしょうけれども、だんだんと食べ物を食べ始めると、メニューが広がっていくとか、食材が広がっていくということで、親が気づかないでいるうちに、アレルギーのある食べ物と遭遇することがあるというふうに言われています。自宅でもそういうことがあるかもしれないし、保育所でも親がわからなかったら、教えることもできず、1歳になって、初めて何かを食べたときにショックが起きる、そういうふうアレルギーの症状が出てくることもあるのだというふうに聞いています。保育所でわからないでいて、給食を食べて初めてアレルギーの状態になったときに、どういう対応をするような体制がとられているのですか。

○（福祉）子育て支援課長

わからずして、把握せずしてアレルギーの症状が出てしまうということは確かに考えられますが、アレルギーに反応した場合といいますと、例えば発熱とか嘔吐とか湿疹といういろいろな症状が出るのですが、それがいわゆるアレルギーによるものかどうかというのはなかなか判断がつきませんので、保育所では、一般の事故対応マニュアルというものを設けておまして、急な発熱とか、ぐあいが悪くなった場合に保護者に連絡をし、病院を受診していく中でアレルギーについても対応していくと。最終的に、今回のものはアレルギーが原因だったというのは後でわかってくるということになります。

○齋藤（博）委員

ということは、保育所では給食を食べたときに、子供が何らかの状態になったときには、給食によるアレルギーショックというよりも、子供の状態が悪くなったときに対応するときの緊急マニュアルで対処するという押えでいるということでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

そのとおりで結構です。

○齋藤（博）委員

先ほど、福祉部では公立保育所に限定されてお話しして、8人という人数だったのですけれども、これは民間を含めると市内に20か所くらい、無認可もあるわけなのですけれども、全体の把握というのはどうなのでしょう。

○（福祉）子育て支援課長

現在、公立保育所以外の数字については把握しておりません。

○齋藤（博）委員

生まれて、大きくなってきて、食べられる物の種類が豊富になっていくときに遭遇するわけですから、同じような条件でいると思うのです。民間の保育所であっても、子供に食べさせる給食にアレルギーがあるのだという認識は当然お持ちになっていると思いますので、ぜひ一度、全市的に公立、民間を含めた保育所にいる子供で、食物アレルギーを持っている子供がどのくらいいるのかということ、どこかで一度調べていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所でのアレルギーを持つ子供への対応というのは、国の保育指針が出ていまして、そこでも十分対応していくようにと、それは各保育所でしっかりやっていきなさいという指針が示されております。保育所の運営そのものについては、北海道の所管でそれぞれ指導監督を受けて進めておりますので、恐らく民間の保育所については、私がいつまでというのはお約束しかねますけれども、今、アレルギー対応についてはそういう流れで動いているということをお承知いただきたいと思います。

○齋藤（博）委員

そのとおりだと思うのです。当然、押さえているから調べてみますと言ってほしいのです。状況はわかったので

すけれども、調べるとか調べないというところについてはお答えがなかったように聞こえたのですが、いかがなものでしょうか。

○福祉部長

私どもが調査をする立場にないということを申し上げただけです。

○斎藤（博）委員

そういうことなのですね。

それでは、質問を変えますけれども、小樽市では 8 名の子供について把握しているという話でしたけれども、こういう保育所で得た情報というのは、子供が小学校に入学したときに、子供の持っている一つの情報として教育委員会のほうに引き継がれるようなシステムはあるのですか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所児童の就学先への情報提供については、先ほど申し上げましたが、国で定めた保育所の保育指針というものがありますが、平成 21 年度から保育所児童保育要録という個人票を各就学先に個別につくって引き継ぐようにということになっております。その中の項目の一つに、児童の状況として特に心配な部分があればそれを記載するということになってはいるのですが、実際に、もしアレルギーがあればそれも書き添えるようなことで統一が図られております。

○斎藤（博）委員

民間保育所の取扱いについては、今、部長のほうから調査する立場にないという答弁がありましたので、その部分をどうこうするというのは次にしたいと思っておりますけれども、当然、今のお話の保育所での情報を教育委員会とか小学校のほうに提供するシステムというのは、市立、民間を含めて同じような対応をしているのではないかと、うふうに思うのですが、どうなのですか。

○教育部長

幼稚園、保育所を含めて、小学校に入学される子供の全般的な引継ぎのほうは、後ほど、担当のほうから申し上げたいと思います。

ただ、先ほど委員がおっしゃった小学校での食物アレルギーの対象の子供を押さえているのかということで、学校教育課長からは押えていないことをお話しさせていただきました。

これは、御承知のとおり食物アレルギーというのは、米とかそばとか牛乳から何からいろいろなものがありまして、それぞれ個別の食品について、それぞれの学校に何人いるのかということは押さえておりません。押さえていないというか、教育委員会では集計しておりません。

ただ、従前から保護者のほうからも学校給食での牛乳についての対応が強く求められている部分もございまして、本年の 1 月から教育委員会でも各御家庭全部に牛乳についての代替食品は用意するというで調査をしました。その中では、以前からやっている子供ももちろんいるのですけれども、うちの子はアレルギーだからとか、アレルギーではないと思っておりますけれども、冷たい牛乳を飲むとおなかが下るからとか、5 パーセントくらいでしょうか、それほど高くはないですけれども、牛乳についてはアレルギーも含めて一定程度把握をして、学校給食の対応はしております。

主に、教育委員会としては、学校給食との関係でのアレルギーということになるものですから、あらゆる種類のものについて把握をしているという状況ではございません。

○（教育）指導室長

保育所からの児童保育要録等の小学校への送付について、今、お話があったとおりですけれども、そのほかに、小学校の教員が直接保育所に行きまして、食事や排せつ、ぼたんどめや言葉など学校生活に必要な内容について個別に引継ぎをするということも行っております。

○齋藤（博）委員

その際には、先ほど言った食べ物について何か注意する点がありますかというふうな項目とありますが、そういうものもあわせて行われていると理解してよろしいでしょうか。

○（教育）指導室長

その項目については、各学校で状況が違うと思いますので、詳しく見たことがないのですけれども、そういうような内容もあるというふうには聞いております。

それと、体質がどんどん変わっていくものですから、毎年、年度初めに、小・中学生については家庭環境調査書というものを各家庭に送って、その中に健康に留意する部分ということで、アレルギーについても記載していただく形にはなっております。

○齋藤（博）委員

保育所の場合は、給食を出すために、栄養士も含めて訪ねて行って、人数とか規模が違うといういろいろな条件の違いはありますけれども、一定の必要な配慮がされるというふうなお話を、今、福祉部からお聞きました。食物アレルギーというのも、6か所の保育所でも8人という数で出てくるわけですから、それなりの数はあるだろうという推測です。そういったときに、学校給食としての対応というのは、情報化されていないというのが事実なのでしょうけれども、そういう不安がある子供なり保護者に対して、教育委員会としてどのような対応をしているかをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校給食課長

学校給食関係のお尋ねでございますけれども、先ほど部長が答弁しましたように、学校から児童・生徒の個別の状況についての報告はいただいております。ただ、そういう中で、給食で何らかの対応が図れるかどうかという、そういうケース・バイ・ケースでの照会があるのが現状でございます。ただ、現実の対応としましては、大量調理という性格もございまして、個別の対応というものはなかなか困難な現状でございます。

通常の給食だよりということでは、具の製品名を記載しているのですけれども、そういったようなアレルギーを持つ子供につきましては、学校からの連絡に基づきまして食材の原材料まで記載をした別の献立表をつくりまして、学校を通じて保護者の御家庭へ配付をさせていただいているところであります。そういった中で、この製品、食材が食べられる、若しくは食べられないという御判断をいただいて対応をいただいている、そういう経緯でございます。

それから、牛乳につきましては、先ほど答弁いたしましたように、保護者から学校を通じて申請いただいて、それを基に代替飲料を提供しているという実態でございます。

○齋藤（博）委員

学校からもらってくる給食のメニューみたいなものがありますが、そういうのは2種類あるということをお話しているのですね。普通は、カレーライスですか何だとか、もっと細かい原材料とか、調味料だとか、そういったものも記載したような給食だより、ニュースみたいなものをつくっているのか。それはどういうふうに配付するのですか。私は、学校に保護者の方から、うちの子供は食べ物でいろいろあるのですと申し出た人には2枚送るとか、別のものを送るとか、どういう対応をしているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

通常の献立表につきましては、給食だよりという名称で各児童・生徒の御家庭に一律配付しております。そのほかに、今申し上げた詳細な食材の原材料を表記したものにつきましては、学校でその人数などを取りまとめいただきまして、学校から何部必要という連絡をいただいて、その部数をお送りしているという内容でございます。

○齋藤（博）委員

だから、こちらから言うと、そういうニュースを送る数は把握しているけれども、食物アレルギーを持っている

子供の数は把握していないということと、一方では、実際に保育所にいたのだから、大きくなってくると体質が変わってだんだん強くなるのかもしれませんが、小学校でも当然、一定の数、そういう食物アレルギーの対応なり、回避しなければならぬ子供がいるということで対策をとっているのですけれども、学校として人数の押さえというのはできないものですか。

言っているのは、2種類目のニュースは必要な部数を学校に届けるという言い方をなさっていたから、35とか50とか、全員というのならいいのだけれども、学校からは2種類目のニュースが欲しいです、うちの学校は30部ですという数字は、それが必ずしも食物アレルギーを持っている子供の人数の押えとはなり得ないのだという仕組みがあったら教えてください。

どうして同じ数、これは食物アレルギーを持っているその学校の子供の人数とはイコールではないというふうなことをおっしゃっているのではないかと思うのですけれども、その辺のずれはいっぱい出てくるのかなと思います。

○教育部山村次長

今、お話がございました2枚目の詳細な部分ということなのですが、1枚目の給食だよりについては、B4判のものが基本になっています。月に1回の発行ですから、何月何日にこういうメニューがあるということで、1食当たりのスペースが非常に小さいということがあります。具体的に、アレルギーに関する表記が必要なのは、全部の給食、毎日毎日の献立についてではなくて、例えばナッツ類とか、そういったものが給食の中に入ってくる部分についてA4判の紙1枚に、その成分といいますか、内容を記載したものをプリントとしてつくるというものですから、毎日毎日の部分をA4判で全部ということになりますと、膨大な情報といいますか、資料になります。今までの経験から学校ではそういう子供をある程度特定できますので、その都度、情報を提供してくださいという学校からのオーダーに基づいて、それぞれ共同調理場のほうで配付をしているといった流れになっております。

○斎藤（博）委員

そういう情報が来た保護者は、子供に、例えば明日の給食にはナッツが入っていて、あなたはナッツを食べると調子が悪くなるから、明日は給食を食べない方がいいとか、そういう対応をしてもらっているということなのか。

○教育部山村次長

給食全部を食べないということではなくて、子供はある意味で保護者の指導で学習している部分もございまして、アレルギーに関係する食材は取り除いて食べてごらんという保護者の指導といいますか、そういうアドバイスを受けながら子供は楽しく給食を食べていると思います。

○斎藤（博）委員

教育委員会のほうでも、ちょっと気をつけたほうがいいのかとなるとか、主なものはあるのかもしれないですけれども、そういうメニューのときに、サブメニューみたいなもので、例えばナッツにアレルギーがある子供に別メニューということは検討できないのでしょうか。

○教育部山村次長

給食でのアレルギー対策については、今、私が言ったようなナッツを取り除くという除去食、それから、代替食の二通りがあると思います。代替のものをつくるとなりますと、現在の共同調理場、あるいは単独校などでもラインを二つ、あるいは、すべて違う別メニューでつくっていかなければならないということになりますと、設備とか、あるいは人的な配置も含めて、現状では、そうすることは難しいというふうに考えております。

○斎藤（博）委員

要は、今の共同調理場なり、単独校での給食のつくり方からすると、そういう必要性は認めていただいているのかなと思うのですけれども、ほかのまちで別メニューについて配慮しているところもありますね。ほかのまちでもやっているからというふうにはならないと思いますけれども、一定の配慮はされているのだけれども、結局は、今

の対応では除いて食べてくれという言い方で、何とかそれにかわるような給食の提供は、設備的な面と人力的にも難しいというお話ではないかと思うのです。

今、共同調理場の建替えの話もいろいろなところでされています。合理性の問題とかいろいろな問題もついて回っていると思いますけれども、一方では食育と言っている時代です。そう言いながら、一方では食べられないものは食べないほうがいいですということが終わっているのもどうかと思います。

やはり共同調理場の建替えの中では、今後の課題として、当然、そういう子供に配慮するような体制づくりというもの、一定、入れておいてもらいたいと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○教育部長

結論から申し上げますれば、研究課題だというふうに私どもも認識しています。というのは、アレルギーの種類というのは、それぞれの子供で物すごく多くあります。ですから、例えば、アレルギー対策として一つのことを別ラインでつくる、それをすると今まで食べられなかった子供の何十パーセントぐらいかは配慮できるというものがあるのか、例えば100種類のアレルギーがあって、100種類つくるわけにはいかないわけですから、一つは、先ほど牛乳のことを例に出しましたけれども、学校給食という体制の中で材料別にして食べられるようになる子供がどれぐらい増やすことができるのかということのも一つの課題だと思っています。

もう一つは、やはり学校給食は集団給食ですから、その教室の中で、例えばシチューの中で肉の入っていないシチューというのは、それほど目立たないものですが、全く違うものを食べさせるということになると、教育上の問題としてどうなのか、僕も本当はシチューよりこっちのほうが好きだとか嫌いだとかというメニュー選択をやるわけではないですから、いろいろな調査をする、研究するという部分はあろうかと思っています。現行の施設では無理ですけれども、新しい共同調理場をつくる中では、そのアレルギー対策がどういう形でできるのか、どこまでできるのか、それはひとつ研究課題だろうというふうに思っています。

○斎藤（博）委員

ありがとうございました。

先ほど、福祉部からの答弁で、民間保育所の食物アレルギーを持っている子供については調べる立場にないということについては、改めて明日議論させてもらおうということで、今日はこれで終わりたいと思います。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。
共産党。

○中島委員

◎長橋保育所の廃止について

連絡はしてなかったのですけれども、斎藤博行委員の保育所に関する質問に対する答弁で、市長がみずから長橋保育所の廃止年度を、父母たちの要望もあって、平成24年度から26年度にすることもあり得ると、こういう答弁をされたので、1点だけお聞きしたいと思います。

26年度にすべての子供たちが卒園することを一つのテーマにして廃止年度を変更するということになれば、これから先、長橋保育所の入所児童については、26年度にすべて卒園できるような子供たちを入所するという、そういう児童の制限をするということを前提として検討されているということでしょうか。

○（福祉）宮本主幹

先ほど、市長からそういう答弁がございました。その中では、現在、1歳の子が一番下なのですけれども、その子が卒園できるまでということで、平成26年度の廃止ということですか。

今後どうするかということなのですかけれども、引き続き、募集は従来通り行っていこうということですか。

ら、今の 1 歳の子が 4 歳、5 歳になったときにも、1 歳、2 歳の子が希望されれば、それは受けていこう、ただし、廃止年度は 26 年度末ということで決めていますので、入所受付の段階で 26 年度末までですということはお断りして、それでもいいですという方だけ入所していただこうと考えております。

○中島委員

それは、今いる子供たちを対象にした対策に限るということで、一つの案だと思いますけれども、広く小樽市民が保育所に対する要望を持っている中身にこたえられるかどうかという点については、私はまだまだ議論をしなければならない部分があるのではないかと思います。この点については、今回、ここではこれ以上質問しません。

◎中心商店街の活性化について

次に、今回の補正予算の問題で 1 点だけ質問させていただきます。

商工業の振興費として、中心商店街の活性化にかかわる補助金が 200 万円計上されております。これは、小樽商科大学との包括連携協定関連事業ということで出ているのですけれども、この事業は具体的にどんなことを考えているのかを説明してください。

○（産業港湾）田宮主幹

今年度は、本気（まじ）プロ提案事業と雪あかりの路連携事業の 2 本立てで実施したいと考えております。

まず、本気プロ提案事業といたしましては、10 月に二つのイベントを計画しております。一つは、（仮称）商店街メガクロスワードであり、市民や観光客に中心商店街の各店舗に足を運んでもらおうと、お店に関するクロスワードを解きながら対象店舗をめぐるスタンプラリーであります。もう一つは、（仮称）夢プロジェクトであり、商店街に新たな興味や愛着がわくような話題を提供しようと市民や観光客にスケッチブックに夢を書いてもらい、これを商店街でスライド上映したり、あるいはまた、商店街で働いている人たちが語る夢を動画上映したり、それらの合間に小樽のイベントや風景なども動画や写真で紹介するものであります。

また、雪あかりの路連携事業では、小樽雪あかりの路見学者を中心商店街に誘導することによって、商店街の活性化を図ろうと中心 3 商店街を小樽雪あかりの路会場として演出するほか、集客イベントを実施する予定です。

○中島委員

今、聞きなれない言葉で本気プロとおっしゃっていましたが、それはどういうことなのかも説明いただけますか。

○（産業港湾）田宮主幹

本気プロというのは、正式名称を「商大生が小樽の観光や活性化について本気で考えるプロジェクト」と言いまして、小樽商科大学の授業の一環としてやっております。授業名は、地域連携キャリア開発というものであります。

○中島委員

小樽商科大学の学生が小樽の活性化を本気で考えるということで、そういう取組をしているということは大変ありがたいことなのですけれども、小樽雪あかりの路の取組でも、既に昨年、この取組を行って大変盛況だったというふうに聞いているのですが、この最初の取組では、具体的にどのような連携があつて、商店街と学生との関係、それから中身で特徴的なものがあつたことについてもお知らせください。

○（産業港湾）田宮主幹

昨年度に行いました中心 3 商店街の活性化イベントなのですが、小樽雪あかりの路の開催期間中に、見学者を中心商店街に誘導しようと、例えば花園銀座商店街の街路樹に桜をイメージしたワックスボール約 400 個をディスプレイするなど、小樽雪あかりの路会場として演出したほかに、ギネスに挑戦？商店街借り物競争や、足湯、それから小樽都通り商店街ではバレンタインなどの集客イベントを実施いたしました。

イベントの実施に当たりましては、小樽商科大学の学生の柔軟な発想を生かして、商大生が主体となってこれを

商店街の皆さんがサポートして、さまざまなイベントを実施するという商大生と中心商店街の関係者によるコラボレーションといった手法をとったところでございます。

○中島委員

資金は200万円ですけれども、この事業の総枠といいますか、総事業費として幾らぐらいでこの事業を推進しているのか。また、商店街とおっしゃいますけれども、中心の商店街が負担をしているのか、今回の事業については雪あかりの路連携事業と本気プロ提案事業の二つに分かれるというのですけれども、予算の内訳などはどういう割合で進める予定なのでしょう。

○（産業港湾）田宮主幹

事業の総予算枠というのは、一応、260万円を想定しています。参加される商店街の方々の負担が、3商店街ありまして、都通り、サンモール一番街、花園銀座になります。その3商店街合わせまして60万円の負担をしていただこうということになっています。また、予算の支出の内訳といいますか、本気プロ提案事業のほうで約45万円、雪あかりの路連携事業のほうに215万円の予算割りというふうに考えてございます。

○中島委員

お話を聞いていると、小樽雪あかりの路で小樽に来た観光客の皆さんに、中心商店街のほうにどうやって来ていただくかということも一つの取組だというお話だったのですけれども、実際に取り組んでみた効果といいますか、反応というものを期待した中身として確認できたのかどうか。当事者である中心商店街の皆さんの評価というあたりを含めていかがでしょうか。

○（産業港湾）田宮主幹

前年度と比較が可能なイベントといたしましては、商店街と小樽雪あかりの路各会場をめぐるスタンプラリーを行ったところでありますが、前年度の1.4倍ほどの参加がありました。そのほかの商店街イベントにおきましても、香港や台湾、オーストラリアなどの外国人の御家族をはじめ、観光客の方々も参加されておりましたので、相当の効果があつたものと考えております。

また、商大生と商店街との関係では、このようなコラボレーションによる初めての大きな商店街イベントとして大変好評であったと思っております。テレビや新聞、ラジオなどといったマスコミにも大きく取り上げていただきまして、小樽商科大学のほうにも他大学から問い合わせが入るなど、市外からも注目されておりました。

また、商店街サイドの評価ということなのですが、商店街の皆さんといたしましては、商大生に対して商店街の皆さんにはない柔軟な発想とパワーあふれる行動力に対して大変感謝していたところでございます。

○中島委員

私も、小樽商科大学という大学を持った都市として、どうやって一緒に、それを生かしたまちづくりをするかということは大きな課題だと思うのです。そういう点で、これが大変成功して話題になったということではよかったと思うのですが、問題は小樽の商店街の活性化と景気低迷の状況の中で、次の課題にどう結びついていくかということだと思うのです。本当に小樽の中でも、本気で小樽の活性化を考える会をつくって一緒にやらなければならないのではないかと思います。

今回、その中心商店街がやってきたのですけれども、他の商店街のほうに広がる可能性とか、この効果を生かしていくという動きとか、そういう点の見込みというか、見通しは期待できるものなのでしょう。

○（産業港湾）田宮主幹

今後、対象となる商店街を増やしていくという考え方はあるのかということについてでありますけれども、ほかの商店街関係者の皆さんや大学側とも協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○古沢委員

◎観光馬車の事故の経緯について

最初に、本年 5 月に発生した観光馬車が暴走した事件ですが、その経緯について、まず簡潔に説明いただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

観光馬車の事故の経緯でございますが、5 月 31 日に、小樽市内で、観光馬車につなぎとめておいた馬が暴走しまして、乗用車、通行人に次々とぶつかり、5 人の重軽傷者、そのうち 7 月 13 日に 1 人がお亡くなりになっております。馬車の運行業者は小樽警察署に逮捕されまして、現在、業務上過失致傷ということで取調べを受けているところでございます。

○古沢委員

一部報道によれば、遺族からは無保険運行に対する憤りだとか、そういったことが今後起きないように法規制などできないのかとか、そういう声が強く寄せられているというふうにも報道されています。そのことを念頭に置きながら、幾つか聞きます。

地方分権一括法が平成 11 年 7 月に公布されました。これによって、例えば道路運送車両法、道路運送法、ここで規定する軽車両について、所有者、あるいは利用者保護について何が変わったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

地方分権一括法の施行につきまして、この法律で軽車両に関するものがすべて削除されております。といいますのも、もともと昭和 26 年に道路運送法が施行されまして、その中に軽車両という概念が盛り込まれまして、届出ということでありましたけれども、もともとこの時点で規制というものがなく、例えば保険に入っていなければいけないとか、こういったことで許認可が必要だということではなかったものですから、流れの中で地方分権一括法が施行されましたけれども、もともと規制というものがなく、地方分権一括法によりまして保険に入らなければならないという条文が削除されたということではございません。

○古沢委員

確認しますけれども、地方分権一括法が公布される以前も今申し上げた法律上、軽車両には運行の許認可、あるいは保険加入の義務、こういったものはなかったということですか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

もともと軽車両の事業を営む場合、届出ということではございました。届出ということですので、事業を営むに当たっての認可が必要だったということではなかったということです。

○古沢委員

道路に関する法律ですね。私は、観光振興室と議論しようと思っていなかったのです。例えば、道路法、それからさき上げた道路運送車両法と運送法、言ってみれば道路関連法、これらに共通するキーワードというのは、第 1 条の目的のところでもいずれも出てきますけれども、公共の福祉を増進するということです。これが道路に関連する法律規定のキーワードといいますか、大事な点だと思いますし、それを踏まえた上でお尋ねしたいと思うのですが、道路運送車両法第 1 条と第 2 条第 4 項、この条文、法律を持ってきていませんか。持ってきてくださいと言っていないから持ってきていないですか。

なければ、第 1 条の目的は、道路運送車両の所有権についての保障並びに安全性の確保うんぬんとあって、公共の福祉を増進するところに目的があるのだという規定です。

第 2 条第 4 項、実はここで軽車両というものが出てまいります。この道路運送車両法で言う第 2 条第 4 項の軽車両とは何を指しますか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この法律での軽車両でございますけれども、人力若しくは畜力によって陸上を移動させることを目的としたものでございますので、リヤカーとか馬車とか自転車とか、そういったものを想定しているということでございます。

○古沢委員

正確に言うと、政令第 1 条で、馬車、牛車、馬そり、荷車、人力車、三輪自転車、リヤカー、こういうふうにあります。

この道路運送車両法第 45 条で、軽車両の構造及び装置について規定しておりますが、ここでは国土交通省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければならないとしています。そして、第 46 条で、保安基準の原則という項が規定されておまして、構造上等の安全、通行人、その他に危害を与えないことを確保しなければならないとされています。この保安基準とはどういうものなのか、軽車両に関する主なものについて説明いただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この法律でございますけれども、例えば車両の長さとか、高さとか、設置面、設置圧、制動距離はどれぐらい必要なのかとか、そういったことが規定されております。

○古沢委員

今度は、道路運送法のほうです。ここでは、軽車両というのは、私が見た限りではちょっと見当たらなかったのですが、観光振興室と議論するつもりはなかったのです。道路の関連をずっとやっているのですけれども、中村主幹といろいろお話をさせていただいたときに、実は、道路運送法が平成元年に改正されて、そのときに旅客軽車両運送業という規定が新しく導入された。しかし、2000 年ですね、先ほど言った地方分権一括法で、この規定が廃止されたのだというふうにお話されておりましたが、理由はどこにあったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

平成元年の改正で、車両運送事業、これについては第 2 条第 5 項で、旅客軽車両運送事業とはという用語の定義を入れただけなのです。あと、第 45 条のほうに就業規定があるのですけれども、あくまでも旅客軽車両運送事業を行う者は、運送の安全等を確保して公衆の利便を阻害する行為をしてはならないというような、そういう規定だけで、届出が必要とか、許認可とか、そういうものは一切ないということです。

○古沢委員

それさえなくなってしまったわけですね。

話はちょっと広がりますけれども、憲法第 94 条ですが、地方公共団体の条例制定を認めるという規定があります。条例制定権です。言ってみれば、軽車両ですから、かつて道路というのは砂利道が大半で、馬そりも馬車も走っていれば人間も歩いていました。そこに、短期間のうちに車がとってかわったわけです。ですから、馬そりや馬車が走ってなぜ悪い、人間が歩いてなぜ悪いといえ、私はそれも筋だと思のです。ただ、安全・安心という面で考えれば、今の道路の利用状況を考えれば、放っておけないのです。昔からうちの馬は道路の真ん中を走っていたのだからといって、それが許されるかといったら、許されないわけです。要するに、そういう地域的な事情、地域密着的な事柄については地方分権一括法の考え方の中に、それは地域で、自治体で独自に考えて工夫してやっていきなさい、こういう趣旨がこの地方分権一括法の際の考え方の中にあつたのではないのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室長

おっしゃるとおり、法律で規制していないということを基に条例制定ができないということにはございません。ただ、自主立法で条例を制定する場合は、地域の特性、実情を勘案して定めるということになりますし、なぜなくなったかという法律の改正趣旨を十分に考慮した中で決定しなければなりません。小樽市の場合において、軽車両の運送事業が、例えば地元のタクシーより数が多いとか、いろいろな宅配便を小樽は一切やっていないで軽車両によ

って営まれているとか、そういう地域特性があった場合は条例を制定することは十分可能かと考えていますけれども、今のような一部の地域のほんのわずかなものだけでは、ちょっと難しいかと思えます。

○古沢委員

小樽市安全で安心なまちをつくる条例というものが平成18年に制定されています。この中で、安全で安心なまちをつくるために市や事業者の責務について定めてありますが、簡単に言えばどのように言っていますか。

○（生活環境）生活安全課長

小樽市安全で安心なまちをつくる条例を平成18年につくっております。この条例は、基本的には今言った市民、事業者、それから行政がともに手を携えて、そういう方向に持っていくということで基本理論は定めて、規制条例ということではなく、一般の努力規定ということで、観光業とか交通安全、そういうものの責務をある程度定めて努めていきたいと思いますという法律の流れになっております。

○古沢委員

事は、人が1人死んでいるのです。そのことを踏まえながら、今、聞いているわけです。こういう事故が引き続き起こらないとは限らないわけです。車を乗っている方でしたら、どなたも感じていると思いますけれども、路上を人力車が走っている、いわゆるチャリタクが走っている、危険を感じたことはありませんか。

これは、実は車道を歩行者が歩いていたら規制されるのではないですか。ところが、軽車両に乗ったら何の規制も受けないというのは、これはいかがなものかと思うのですが、そこで、この条例の第15条第1項で、観光客等の安全の確保に関する指針を定めるとあります。この指針の主な内容を説明してください。ここは観光振興室に質問します。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

ただいまの観光客等の安全確保に関する指針でございますが、こちらは本市を訪れる観光客等が犯罪や交通事故に巻き込まれることなく安全かつ安心して滞在できるよう、観光事業者に対し観光客等の安全確保に配慮した飲食店等の構造、設備等に関する基準を定めるとともに、市と観光関連団体が共同して行う情報提供に関する方策を示してございます。

具体的に申しますと、犯罪の防止に配慮した飲食店の整備、宿泊施設、入浴施設、駐車場それぞれにおいて適切な状況をうたっておりますし、観光事業者の推進事項としまして、従業員に対するものとか広報活動、それから出入り等、施設内を巡回することとか、そういったことがあります。そのほかに、市と観光関連団体との協同による情報提供のあり方を示してございます。

○古沢委員

念のために聞きますが、主にこの指針は飲食店等を中心としてつくられているという感じがしますが、問題になった軽車両の業者も含めますね。

○（産業港湾）観光振興室長

平成18年に条例をつくった際には、軽車両等についてはちょっと抜けていました。ですから、今後、しかるべき時期に指針を訂正したいと考えています。

○古沢委員

つまり、抜けていた、入れるということですね。ですから、入れるということを前提に聞きますけれども、この条例では同じく第15条第3項で、観光事業者は指針に基づいて観光客等の安全の確保に努めるというふうにあります。

では、お聞きしたいのですが、この観光事業者はどういうことで、何によって利用者や観光客などへの安全を担保しているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

この指針に基づかなくても、例えば建築基準法上ですとか、その宿泊施設でしたら風俗営業法ですとか、いろいろな形の法律が定められておりますので、もちろん飲食店でしたら保健衛生上の法律もありますので、そういった法律から観光客の安全を確保していると考えております。

○古沢委員

最初の話に戻りますが、この質問はまとめておきたいのですけれども、いろいろ難しい問題があると思うのです。例えば保険の加入です。新聞報道等によれば、施設賠償責任保険だとか、これは遊園地の遊具などにかけるような保険のようだけれども、そういうような保険に入っている業者もいらっしゃるようですが、例えば実態に合うような形で、要するに利用者、観光客の方々の安全・安心が担保されるような保険と言ったほうがいいでしょうか。事業者に対する保険ではないですよ。そういう保険加入等を含めて、小樽市独自で条例や規則など、こうした規制をつくり上げることはできないでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室中村主幹

先ほど、観光振興室長から申し上げたとおり、地域の実情として、軽車両が市民のタクシーがわりに利用されているという実情がまずないということ、それから、今までの法律の変遷を考慮しましても、なかなか規制をかけるような条例というのは非常に難しいと。逆に規制をかけた場合、今、営んでいる業者から、職業選択の自由を奪われたとかといったことで逆に訴えられる可能性もあるので、それらの点で難しいものということで考えております。

○古沢委員

まとめて、もう一つだけ。

結局、今のままでいったら、事故損だということになるのですね、あなた方が言っているのは。事故にあつたら、それまでという話ですね。こういうことが安全・安心なまちづくりなのかということを実際に研究、検討をしてほしいと思います。こういうことでない、本当に利用者や観光客から、小樽は安全で安心なまちだと言っていただけのような、そういうまちを目指したまちづくりを進めていただきたい。

路上で場所とりのために人力車が何台も列を成すようにして歩行者を妨げている。場所とりをするために、業者間でトラブルが起きる。こんなことは日常茶飯事起きていますよ。こういうことを考えれば、ぜひ強く要望しておきたい。

これはこれで終わります。

◎地上デジタル放送について

もう一つ、地デジの問題について、時間がないですから現況と問題点について簡単に報告いただけますか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

市内の地デジに関する現況ということで、先日報道がありましたけれども、銭函地区の見晴局と桂岡局、こちらのほうが今月14日から試験電波を流しております、正式には30日開局ということで、これをもって市内全域に基本的に地デジの電波が届きます。ただ、小樽の場合は、共聴組合で地デジをやっているところに関しては、42組合のうち既に41組合が地デジ化を完了、1組合については10月中に変わるようになっております。また、同じ共聴組合ですけれども、NHK共聴組合というものがございまして、こちらのほうも19組合のうち、現在14組合が地デジ化を終了、残りの5組合についても今年中に地デジ化を完了というふう聞いております。

それでおおむね共聴施設サテライトで市内地デジ化は完了なのですが、問題点といたしましては、市内中心部に多い、いわゆるビル陰という今までアナログ波を邪魔していた建物の影響を受けた世帯への地デジ化、デジタルで解消される世帯も出てきますし、引き続き電波障害が残る世帯もありますので、課題としましては、弱電協会に聞いたところ、今、民間の20施設がまだ地デジ化をしていないのではないかと聞いておりますので、こちらの地デジ化を進めていくといいますか、周知していくということが現状での課題かなというふう考えてい

ます。

○古沢委員

ここでは、一、二点だけ、簡単に伺います。

一つは、公営施設の問題です。

市の施設で言えば、市営銭函住宅が入っておりますが、平成22年度中に改修することになっています。ところが、現在、市営塩谷C住宅で、地デジ化対応工事が完了したにもかかわらず、問題が発生しています。どういう問題が発生して、どういう調査をして、どういう方向を考えているのかお尋ねします。

○（建設）建築住宅課長

塩谷地区の長屋型住宅の地デジの状況等でございますけれども、まずはこの塩谷地区の地上デジタルの対策工事は、平成21年度に発注して完了したところでございます。その時点では、塩谷C住宅は共聴アンテナで配信しているものですから、アナログ、地デジの両方受信できていたのですけれども、今年度の5月から7月にかけて管理戸数で146戸の長屋があるのですが、5軒のお宅から、時々、地デジの放送が見られなくなって、また時間がたつと見られるような、断続的な受信状況だとの話がございました。調べたところ地上デジタルの対策工事は、アンテナとかアンプ、増幅器、分配機で地デジが配信できるようにという対策工事がありまして、それぞれの各住戸までの配信ケーブル、これは1本のケーブルでアナログの電波も地デジの電波も配信されるものですから、特に交換等はしない状況で対策工事を進めていたのですけれども、長屋型の住宅が昭和46年から49年にかけて建設されたということもありまして、住戸についているケーブルが劣化、老朽化して一部の腐食等によりまして、アナログの電波は流れているのですけれども、時々、先ほど申し上げたような症状になり、現在、5軒のお宅についてはアナログでテレビを見ていただいている状況でございます。

今後の対応ということでございますけれども、数が多いものですから、できましたらこの住宅すべてを配線等の障害のある部分を取り替えたいと考えているのですが、費用もかかることから、できれば来年7月にアナログ放送が中止になりますまでに、新年度予算で対応したいと考えているところでございますけれども、現在、症状が出ている5軒の部分は、できましたら今年度の現有予算の中で調整等をする中で、年度内に何とか改善したいということで、今、検討しているところでございますので、そういった形で進めたいと考えてございます。

○古沢委員

5軒はわかっていますけれども、これから出てくる可能性があることも、建築住宅課は承知しているわけです。それも含めて、今年度中にというふうにお答えいただきたい、そのことを確認したいのが一つです。

そもそも、平成21年度中に完了している対策工事で、不用額をいっぱい出しているのですから、これぐらいちゃんとやっておかなければいけなかった話なのですから。

確認しますけれども、今年度中にやっていただけますか。

○（建設）建築住宅課長

今年度中にすべてを見られるのかという質問でございますけれども、先ほどの答弁でも申し上げましたが、今、146戸を管理しておりますけれども、そこは、今、地デジが見られる状況になっておりますので、地デジとアナログ両方が見られるわけです。ただ、委員が御心配されますように、この後、さらに5軒以上に6軒、7軒と老朽化によって見られなくなる住戸も発生する可能性があります。予算にも限りがあるものですから、すべて今年度中に、地デジが配信されて見られている住戸も事前にやるといって、なかなか難しい状況がありますので、障害の起きている住戸を対応して、残りは新年度、アナログ配信が中止になるまでに対応していきたいと思っております。何とかその辺を御理解お願いします。

○古沢委員

8月4日付けで、あなたの名前でお知らせが出ているのです。来年のアナログ放送終了時までに改善する予定だ

と言っているのです。ですから、5軒の人は、平成21年で完了して、もう大丈夫だと言われたから地デジ対応のテレビに切り替えてみたけれども、ぐあいがよくなかった。そういう話があるものだから、地デジ対応のテレビに買い換えていいものかどうか悩んでいるというかたもいらっしゃるわけです。

ですから、今、5軒が、実は老朽化が進んで6軒、7軒になるかもしれないというのではなくて、みんな地デジにしてみたら何軒になるかははっきりする話なのですけれども、控えているわけです。わかりますか。見えづらい画面を辛抱しなさいと言っているのと、来年にこういう問題を引きずるということになれば、業者の対応力や、そういった問題などを考えますと、極めて心配です。少なくとも適正修繕計画では平成21年度に行うとしていた団地ですから、今年中にぜひ完了させてほしい。もう一度聞きます。

○（建設）建築住宅課長

委員からも、そういう強い要望がございますので、ただ、来年、アナログ放送が終了になるために、込み合って、対応できるのかという懸念もあろうかと思えます。それは、通常のケーブルを取り替える部分ですので十分対応できると思いますが、現在のところ、確認をとってございません。ただ、先ほど5軒とお話をしましたけれども、今後、今年度内に、さらにその障害が出て地デジが配信されない住戸が発生した場合は、何とかその住戸は改善するような形で対応していきたいと思えますので、何とかこの辺で御理解をいただきたいというふうに思います。

○古沢委員

要するに、地デジ対応のテレビに買い換えてもいいというお知らせを発していいわけですね。予算特別委員会で課長がそう言っていましたと、私はすぐに塩谷C住宅へ行って触れ回りますけれども、それでよろしいですね。

○（建設）建築住宅課長

地デジのチューナーですとかテレビの受信機については、平成22年7月に買換えなどが必要ですと市の広報などでも、市民の皆さんにお知らせしていますけれども、改めて建築住宅課長がそう言っているということで、それは構わないと思います。いずれにいたしましても皆さんの御都合に合わせて買い換えていただければと思います。

○古沢委員

結論的に言えば、地デジ対応型に切り替えて、ぐあいが悪ければ今年度中に全部直しますと課長がおっしゃった、それは確認しました。

もう1点だけ、同じ公営住宅ですが、道営住宅のビル反射障害に関連して、これは新しく聞いた話なのですが、同じ方向から電波をとっているのですが、道営住宅にぶつかって反射した電波が弱くて障害を受けるということで配信を受けていたところで、実は、問題が解消するというで北海道から通知があつて業者に手配したそうです。そうすると、アンテナ設置の前に事前に業者が調査に来ますから、ここは電波が弱い、増幅器をつけないと適正な受信ができませんと言われて、仕方なしにアンテナと増幅器を設置して、約8万円の出費が伴ったわけです。こういう家庭が入船の道営第2団地の周辺で何件も起きている様子は聞いていますか。

それと、同じような問題は市営住宅関連では生じていないのでしょうか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今、最初にありました住宅のビル陰及びビルの反射での共聴設備ということで、入船の道営住宅では、ビル陰とビルの反射で今までアナログを見ていた世帯に共聴施設で電波をお送りしていたと。ただ、調査によって一定の基準以上の電波がとれるということで、その共聴施設を7月以降は廃止すると聞いております。

○古沢委員

民間の施設、ビル陰問題では、お尋ねしたいことも幾つかありました。それから、新たに出てくるかもしれないと言われる難視地域、この問題についてもお尋ねしたい点がありました。さらには、地域によって自己負担が全くかからないで地デジに移行できるところから、先ほど言った道営住宅で言えば8万円からの負担が余分にかかるというお宅もあったり、地域によっては、別額で衛星放送を利用するしかないからということで月額5,000円の負担を

しなければいけないとか、そういうさまざまな状況が起きています。それらを精査、整理して、やはり地デジ対応というのは国策で進められているものですから、それぞれの利用者において、住んでいる場所において、負担の度合いが大きく違うという問題が生じないように、ぜひ検討していただきたいのです。このことを強く要望したいと思います。

同時に、驚きましたけれども、来年の 4 月から、新しい政権下で、今度は非課税世帯の支援対策を新年度の概算要求で 60 億円計上したというふうに報道されています。ですから、来年 4 月から 7 月までの間に、非課税世帯に対してこれらの問題の対応が必要というふうに、このままいけばなるのです。そうした場合に、市として対応する体制があるかどうか心配です。

それらも含めて、業者の対応力も甚だ心配になってきます。こういう新たな非課税世帯に対する支援策を含めて十分に注意を払っていただきたい、このことを強く要望して終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 3 時 13 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

○山田委員

◎総合博物館について

先般はおたる水族館のことをいろいろお聞きしました。今日は、総合博物館に関連して何点かお聞きいたします。

総合博物館は、インターネット、ウェブなどで検索すると、3 年前から開館して、既に 300 以上の検索結果があります。本当に関心の高さがうかがわれます。この点と、ウェブの中での評価、特に、この総合博物館の鉄道施設は、内容的には本当に小さい施設ですが、表の鉄道機関車などについては高く評価されていると思います。その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○（教育）総合博物館主幹

委員から御質問のあったインターネット、ブログなどのウェブサイトにおける博物館の評価についてお答えいたします。

開館以来、毎週、ブログやインターネットでの当館の書き込みについてはチェックをしているところでございますが、開館当初につきましては、野外の車両につきましての書き込み等でかなり手厳しい批判が目立ったのですが、昨年からは本格的に車両修復に取り組んでおりまして、その結果、かなり好意的な書き込みが変わってきております。もちろん、まだまだ車両修復が必要だという書き込みが多いのですが、車両修復は必要であるが、頑張って修復しているようだとか、好意的なものに変わっております。

それから、ブログの方で検索しますと、当館の本館が特に顕著なのですけれども、家族連れのお客様で、お母様やお父様が書かれているブログの中で、子供たちが楽しみにしている総合博物館に行きましたとか、大変おもしろかったとか、おおむね好意的な書き込みや評価をいただいているというふうに考えております。

○山田委員

本当に、特にそうしたアットホームな形で、よく家族、特にお母さんがブログを書いているというのを私も押え

ております。ぜひとも、今後とも、そういうようなアットホームな総合博物館であるように、施設のほうもよろしくお願いいたします。

◎観光政策について

次に、観光政策について何点かお聞きいたします。

現在の観光入込客数の減少等の認識について、最初にお聞かせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光入込客数でございますけれども、今年度の上期については、今まさに調査をしている最中でございます、昨年度の入込客数の点から説明させていただきますと、昨年度は11年ぶりに700万人台を割り込んだ形になっております。その影響の主な要因といたしましては、平成21年度は長引く日本経済の低迷によりまして、消費の手控えとか節約志向、旅行に対する消費マインドが冷え込んでおりまして、その辺で日帰り、宿泊ともに減少となったというふうに私どもは分析しております。

特に、外国人宿泊客数につきましては、昨年は上期に新型インフルエンザの発生という大きな事件がございまして、この影響から、近年、順調に伸びてきておりました外国人宿泊客数が増加とならなかったというのが昨年の現状についての認識というふうに考えております。

○山田委員

外的な要因が結構あり、今の減少についてはいたし方ないような状況も見られております。

それでは、今回、中国や韓国、ロシアからの観光客など、いろいろ外国から来ている観光客がおりますので、市内の主な観光箇所の外国語表記について、取組の経過や、現在、どのようなところで何か国語の表記があるのか。また、観光マップについても同様にこういうような数、また、観光マップの作成においては本市職員の編集や作成方針へのかかわりについて教えていただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

まず、外国語表記の案内板等の関係でございますけれども、私どもはすべてを把握しているわけではございませんが、市の関係で申しますと、市、国、道などで設置している観光案内板や誘導の標柱などがございまして、案内板につきましては日本語と英語の併記という形になっております。誘導の標柱につきましては、市内に48か所ございまして、これにつきましては英語、中国語の繁体字と簡体字、あとはロシア、韓国という形で多言語化を図っているところでございます。

外国語の今までの取組の関係でございますけれども、市のパンフレットで申しますと、平成11年度には英語で作成しております。そして、12年度には中国語の繁体字、13年度に入りましてハングルとロシア語、14年度に中国語の簡体字で外国語のパンフレットの取組をしてきたところでございます。

これとは別に、観光協会が発行している観光パンフレットがございまして、これについては、今までは日本語のみでしたけれども、今年度新しくしまして、その際に、冊子タイプのもは日本語と英語の併記になっております。それとは別に、1枚物のマップタイプのもがございまして、これについては日本語と英語、日本語と中国語の繁体字と簡体字、あと韓国語という形で4種類を用意いたしまして、外国人観光客の皆さんへのおもてなしのツールとして活用させていただいているところでございます。

あと、観光協会のマップ作成と市のかかわりでございまして、観光協会では、マップの作成に当たりましては、広報・ホームページ委員会というものがございまして、そちらでマップを担当させていただいております。マップの作成について市から補助金を出しているということもございまして、委員会には市の観光振興室の職員もオブザーバーという形で出席させていただきまして、市としての意見とか要望については観光協会の広報・ホームページ委員会のほうに伝えさせていただいているところでございます。

○山田委員

本当によくわかりました。

◎観光マップについて

次に、ある市の観光マップについては、観光施設別、また統一された様式などいろいろな形で観光客にアピールしているものもございます。また、本市では観光大学の観光マップ、それがまた新しく出ていると思います。その2点について詳しくお知らせ願いたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

本市の観光マップの取組でございますけれども、地域によっては全域の地図のほか、地域別とかテーマ別のマップをつくっているところもございます。これらは、それぞれその用途に応じたマップという形になっておりますので、観光客の皆さんにも使い道、用途に応じた使い方ができるということで活用いただいているという認識は持っておりますが、本市においては、そのようなマップは大きな形ではつくっておりません。今、委員がおっしゃったように、観光大学でつくった観光マップが、いわゆるその一形態という形になっております。観光大学でつくったというより、一昨年、観光大学の検定試験におきまして、最上級のマイスター試験というものができましたけれども、この合格者の中から有志を募りまして、新しい周遊型の観光コースを創出していただくという形になっておりました。

コースとしては、北運河、祝津、そして坂道をテーマにした三つのコースをつくっていただきまして、一昨年、各2,000部印刷させていただいたところでございます。これにつきましては、テーマや周遊型という形のニーズに非常に合っておりまして、大変好評を博しており、もう既に在庫が切れておりましたので、今年度は、この三つのコースをそれぞれ1万部増刷しまして、観光客等に配布させていただいているところでございます。

このほかにも、市のホームページ上では、小樽駅から南小樽駅までの建築物を散歩する建築散歩という観光のコースもアップさせていただいておりますし、そのほか、自然散策のコースなどのマップについても公開しているところでございます。そのほか、観光案内所のほうでは、案内所の職員によるお勧めのコースも作成しまして、それも問い合わせ等に来ている観光客などに配布しているというふうにお聞きしております。

○山田委員

水族館、また博物館などは新しい提案型観光だと思います。今回、そういうようなことでおたる水族館、総合博物館、最後は観光マップについて質問をさせていただきました。これからも、より一層の観光についての取組を期待しております。また、現在、尖閣諸島の領海内で中国との間に起きた問題など、中国からの団体、個人ツアーなど、観光に影響する部分もあると思いますが、私も観光面では心配している一因でございます。本当に要らないお世話ですが、そういう小樽経済の一翼を担う観光については、より一層励んでいただければと思って質問を終わります。

○久末委員

◎食中毒について

では、2点についてお聞きしたいと思います。

初めに、保健所にお聞きしたいのですが、食中毒について毎年心配されることなのですが、警報が10回も出されたと報道されておきまして、本当にみんなも心配したわけでございますけれども、今年に入って食中毒の情報があつたのでしょうか、ありましたら教えてください。

○（保健所）生活衛生課長

平成22年度の食中毒の発生状況ということですが、6月に1件、家庭で調理した食事が原因で食中毒が発生しております。ある家庭で食事をした3家族、7名中5名が、嘔吐、下痢など食中毒の症状を現し、患者3名の

便検査でノロウイルスが検出されております。患者の共通する食事が、その家庭で調理され提供された昼食のみであること、また患者は嘔吐が激しく、ノロウイルスの食中毒の症状と一致すること、このようなことから、この家庭での昼食を原因とする食中毒と判断しました。これについての原因物質はノロウイルス、原因食品は昼食で提供された冷やし中華でございました。

○久末委員

食中毒というと、大抵、お店で食べたもので起こると言われるのですがけれども、家庭でもそういうことがあるのだということを聞かされてきて、個々にみんな気をつけなければいけないというふうに思いました。そのようなことで、いつ起きるかわかりません。口から入る食べ物はいろいろなものが入るわけですから、やはり決められた、手を洗うとか、そのようなことで気をつけていかなければならないのかなということ、家庭の一人として強く感じております。

ありがとうございました。

◎救急車の出動について

続きまして、消防本部に聞きたいのですがけれども、救急車の出動についてです。いろいろな形があると思いますけれども、平成21年度はどれぐらい出動されたのかお聞かせください。

○（消防）警防課長

平成21年度中の救急出動件数でございますけれども、5,534件でございます。

○久末委員

先ほど、救急車を皆さんいろいろな形で利用されていると思うと言ったのですが、実は私は孤独死ということで取り上げたのですがけれども、孤独死の場合は、初めに救急車が来まして、亡くなっていると、救急車はそのまま帰ってしまって、警察の車が来て御遺体を連れていくということみたいなのです。

うちの地域でも、最近、そういうことが非常に多くて、「町会長、知っていますか」とか「聞いていますか」と言われると、私はほとんど知らないのです。何とかこのだれかということ自分なりに把握したいと思うのですがけれども、その辺のところは市と警察の連携がとれていないのか、どんなに公的な機関でも、国と道と市とでは違うのかなと思いました。その辺は、どのように解釈したり、そういうことを知る方法はないものなのかと思っているのです。

ちょっとお答えにくいかもしれませんが、何かわかることがありましたらお答えください。

○（消防）警防課長

救急出動いたしまして、傷病者の方が既に死亡しているような場合、明らかに死亡しているような場合は、救急車では搬送いたしません。

消防本部としましては、救急出動して搬送しなかった件数は、不搬送件数として集計してございます。平成21年度の場合には、不搬送件数は398件あったわけですがけれども、これは、既に死亡している場合だけではなくて、実際に行ってみたら既に症状が回復していたというものもございまして、あるいは、通報先に行っても傷病者がだれもいなかったということもございまして、こういったものがすべて含まれている件数でございまして、その中身の分析までは、統計としては出しておりませんので、一括した件数になってしまうのですがけれども、21年度中は先ほど申し上げました398件という件数でございました。

○（福祉）地域福祉課長

昨年7月に、高齢者見守りネットワークを立ち上げたわけですが、その際、うちのほうで異変があった場合のルールとかを決めて周知しようということもあったのですがけれども、当然、警察の御協力が要るということで、私は警察署の生活安全課長ともお話をさせていただき、そのネットワーク会議のときに参加していただいて、話をさせていただきました。先ほど救急搬送で死んでいたら警察が行くということになるのだと思うのですがけれども、そのと

きに生活安全課長がお話ししたのは、65歳以上の高齢者の方たちの件数としては40件弱というようなことでお聞きしております。

○久末委員

地域にいながら、何件かそういうものがあるよと聞かされたときに、自分は何もわかっていないと、何か無責任な感じがして、どこのだれがこういうことで亡くなったということ責任者に知らせてもらえるようなことができないかと思うのですけれども、そういうことを道警のほうに交渉するということは、市長、できないでしょうか。難しいですか。

○市長

前に警察署の署長とお会いしたときに、かなりの孤独死がありますという話でした。警察としては、一つは事件性がないのかどうかという話があるのです。事件性があって亡くなっているのではないかと、本当に孤独死なのか、その辺の判定は警察が行うのでしょうかけれども、そういう問題があって非常に数が多くなっていますという話は聞きました。たぶん、警察自体は人名等については情報公開しないと思いますので、どこのだれかが、後でわかれば内部で処理するでしょうけれども、それを、一々、本市の方にお知らせするというにはならないだろうと、仕組みとしてはそう思います。一応、確かめてみます。

○久末委員

実は、何年前かに、警察から私のところに電話が来まして、地域の人から、しばらくそのうちに息子が帰ってこないのか、何かあったのか、それともどこかで何かあっていないかという通報があったようで、町会長は立ち会ってくださいと言われまして、立ち会ったことがあるのです。そうしたら、警察の方2人が来まして、部屋の中を全部見て歩いて、私は気持ちが悪いので中には入れなかったのですが、入り口のところで、私は待たせていただきますと中までは入らず残っていたのですが、本当にすごく乱雑になっておりまして、ぐちゃぐちゃのままどこかに行ったというような感じがありまして、警察官が本庁と連絡をとりながら報告をしておりました。

私も、ここのおばあちゃんをお送りした経緯があったものですから、娘がいることを思い出しまして、ちょっと経歴を調べてみたら、横浜に娘がいることがわかりました。そこで、すかさず警察に、何かあったらこちらに兄弟がいますということをお知らせしたことがありました。あとは、そちらにお任せしますということで、私はそれ以上お話ししていません。やはり、地域と密着していかないと、私たちも知らないで済んでしまったり、また知っていることは提供できるということもありますので、できればそうならないうちに私たち地域の者が目配り、気配りをして、そういう事件が起きないようにするのが一番の責務だと思うのです。万が一、そういうふうになった場合は、どこのだれがどういうふうに死んだともわからないでいるというのは、私も困ったなと思ってまして、何か聞かれたときに、こういうことですよと明らかに言えるようなシステムが欲しいなと思ったものですから、質問をさせていただきました。非常に難しい面があるのかなというふうに、今、市長のお話を聞いてわかりました。ただ、そういうふうになってくれればいいという希望だけは持たせていただきたいと思います。

◎国民健康保険の収納率について

それから、答弁は要らないのですけれども、国民健康保険の収納率について、先日、質問をさせていただきました。それで、収納率がトップということで、すばらしいことだなどと、そこに行くまでには皆さんの努力と結束があったのだらうと思っておりまして、これからも努力を続けて頑張りたいということをご期待しまして、私の質問を終わります。

○濱本委員

◎公共工事の早期発注について

まず、公共事業、公共工事の早期発注について代表質問で市長に御答弁をいただきましたけれども、具体的に、上半期ももうそろそろ終わろうとしていますけれども、要は予算ベースで大体どのぐらいまで執行、契約が終わったのか。一般会計と大きいところは水道局だと思いますので、その 2 か所で教えていただきたいと思います。

それから、時間がないので、もう一つも言います。

来年度は、統一地方選の年なので、骨格予算しか組まれません。よく言われるのは、統一地方選の年は、公共事業の発注が遅れて、市内経済にも影響があるということなので、できるだけ影響が少なくなるように、新年度の骨格予算の中で配慮していただきたいということと、2 点について御答弁をお願いします。

○市長

来年度は骨格予算になりますけれども、例年やっておりますゼロ市債による臨時市道整備、これは、どこまで組めるかわかりませんが、整備を急ぐ道路があるようですから、そういうものはその段階で継続してやらせてもらいたいと思います。

○（財政）契約管財課長

一般会計の500万円以上の工事ということで、8月末現在の数字ですが、工事の請負の予算額は24億3,930万9,000円、それに対しまして、その間の入札執行額、契約額になります。17億6,683万1,915円、予算に対しまして入札執行、契約済みの率でございますが、おおむね72.43パーセントを契約しております。

○（水道）総務課長

水道局分についてですが、水道局も、500万円以上の工事ということで、9月16日現在における水道事業と下水事業を合わせた金額をもとにお答えいたします。

予算額は、16億5,699万円、契約額は13億6,347万4,717円で、その契約率は82.3パーセントとなっております。

○濱本委員

ありがとうございました。

半期が終わる前にこのぐらい進んでいるということであれば、私としては市内経済に配慮した発注をしていただいているのだと、そういう理解をします。また、市長には、新年度の部分でぜひとも御配慮を改めてお願いしたいと思います。

◎財務 4 表の公表について

次に、財務 4 表の公表ということで、これも御答弁をいただいていたのですが、私の質問としては、将来的には財務 4 表は決算書と一緒に出てくるのがあるべき姿だろうと思うのです。いろいろ制限があるので、この 1 年でそうしてくださいとは言いませんけれども、その点については、何年先をめどにと言っていたかなくても結構ですが、あるべき姿としては一緒に出すものだという御認識をまずお伺いしたいと思います。

あわせて、平成21年度の財務 4 表の中に、石狩湾新港とか都市開発公社を新たに含めるという御答弁もいただきました。経年変化を見る上では、一昨年のもとは変わる新たなものが付加されるというのは、困るというか、見づらく、わかりにくいというところもあります。この辺については、少し工夫をしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（財政）財政課長

財務 4 表の公表時期でございますけれども、これは代表質問のときにも答弁させていただきましたが、出納整理期間を終了した後に全庁的な決算内容の把握ですとか、決算関係資料の報告といったことが、相当時間を要することもありまして、財務諸表の作成につきましては、現時点においては、決算書と同時の公表は難しい状況にあるということでお答えしました。しかしながら、財務諸表の公表の時期として望ましい時期はいつかということになれば、これは総務省の方針の中にありますけれども、9月の議会終了時までの公表といった早期の対応が望ましいといった認識は持っております。

したがいまして、財務諸表の公表ということになりますと、今回はまだ2回目ということで、現時点において早急にということは、今のところでは申し上げられませんが、作成を重ねていくことによって、慣れてくるですとか、効率化が図られるといったことも考えられますので、将来的には決算と同時期の公表というものも目指しながら、今後ともわかりやすい財政状況の公表に努めたいと思っております。

それから、公表のパターンですけれども、まずは昨年度と同様のパターン、普通会計と公営企業会計の平成21年度決算に基づく連結財務諸表をつくりまして、それをとりあえず経年比較できるようにする。それに加えて、対象団体を増やしたパターンの財務諸表を作成して公表していくといったことも今考えている状況です。

○濱本委員

よく市役所はその年、その年の決算で、対前年度比というものがあまり出ないというパターンもよくあるものですから、ぜひとも、わかりやすくというか、経年変化を比較しやすければ、それこそ市役所の中でもいろいろな部分で努力されている一つの証拠にもなると思うのです。たぶん、逆もあるのかもしれませんが。そういう意味では、経年変化がわかりやすくなるようなものを提出していただきたいと思います。

◎学力・学習状況調査の調査結果の公表について

次に、教育委員会にもお尋ねいたします。

教育長の御答弁で、学力・学習状況調査の調査結果の公表を検討協議しているという御答弁をいただきました。この調査結果の公表というのは、平成22年度の結果の分なのか、22年度はともかくとして、例えば23年度以降の公表について検討するのか、また、その検討の結論のめどはいつごろになるのか、まず、それをお聞かせいただきたいと思います。

○（教育）指導室主幹

まず、調査結果の公表につきまして、これまで調査結果の概要、まとめ等は文章なり、また冊子にしてホームページに載せるという形で行ってまいりました。今年度の結果につきましても同様の形が考えられるのかと思っております。また、公表の内容については、調査方式等も変わっているということから、本調査の目的を踏まえて、校長会からも意見をいただいております、また教育委員会議で協議させていただきながら、学力向上検討委員会でその作業とどうか、調査結果の報告書の作業を進めてまいりたいと思っております。

なお、その時期につきましては、最終的には平成22年度ということでお出ししてはいたしましたが、今年度の全道の抽出と希望利用の合算の結果を受けてからの分析になりますので、道教委からその結果は10月上旬ころというふうに連絡を受けております。作業が若干遅れているということですので、本市の学力向上検討委員会で分析して公表できる形になるまでには、例年よりも1か月ほど遅くなるのかと思っております。

○濱本委員

10月には公表ということなのですが、改めて確認します。私の代表質問のときには、本当は特定されても私自身はいいと思うのですが、学校名が特定されないような学校ごとの調査結果、いわゆる正答率も含めたものの公表が検討されているという理解でよろしいでしょうか。

○（教育）指導室主幹

今、委員から質問がありましたけれども、そのことも含めて、すべて公表の仕方につきましては、この後の教育委員会議において検討させていただくこととなります。

○（教育）指導室長

本調査の結果を見たときに、これまで何回もお話しさせていただいているのですが、実施要領の目的を踏まえて、小樽市の子供にとって学力を向上させるためには、どのような公表がいいかということを見ても、そして検討していくということになるかと思っております。

○濱本委員

ということは、最終的に、教育委員会議の中で検討されて一定の結論を得るという理解をさせてもらいました。そういう意味では、ここにいらっしゃる教育長は教育委員の一員でもあります。二面性を持っていると言ったほうがいいのでしょうか、教育長としての姿、それから教育委員としてのお立場もある。教育長ではなくて、一教育委員として、いわゆる調査結果の公表、正答率も含めて、学校ごとの部分も含めて、どのようにお考えでしょうか。

○教育長

先ほどから申していますように、私自身も、公表の仕方はいろいろあると思うのです。今までのような公表という押えもありますし、また、今、濱本委員がおっしゃったように、学校名を隠すだとかいろいろな方法もあると思うのですが、いずれにしても、子供たちに確かに学力がつくようにするためにはどうするかという一番原点にまず戻って、教育委員の方々と十分話し合いながら、そのあり方、どういう形になるかはともかくといたしまして、まず、子供のためにどういう方法がいいのかということも踏まえて考えていきたいと思っております。

それと同時に、公表する、しないにかかわらず、子供たちが、やはり意欲的に学習に取り組んでもらうということも含めまして、教育委員会で十分考えてまいりたいと思っております。

○濱本委員

公表の効用はたぶんいろいろあると思うのですが、一つは、保護者に対する部分、それから子供たち自身、子供たちはどちらかというとそんなに認識はないかもしれません。もう一つ、やはり一般の教員の方々の動機づけのためにも私は必要なのではないかというふうに思います。そういう意味では、ただ単に言いわけ程度の公表ではなくて、本当にみんなが危機意識を共有できるような公表の仕方をぜひとも研究されて、それが新年度以降の授業だとか学級経営に生かされるように深い議論をしていただきたいし、議会にいい報告を期待しておりますので、教育長、決意はどうですか。

○教育長

何度も申して恐縮でございますけれども、結果はともあれ、小樽の子供たち、保護者、教員が、やはり今、濱本委員がおっしゃったように、意欲的に子供たちと一緒にいけるといいう方向を私たちは考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、平成会に移します。

○大橋委員

◎移動図書館について

まず、事務執行状況説明書の中に、図書館の部分で、移動図書館の利用に関する記載の部分があります。移動図書館というのは、我々市民は図書館バスと言っているわけですが、昨年の利用状況について教えてください。

○（教育）図書館長

移動図書館は、昭和49年7月から運行しております。現在は、市内38か所のステーションで月1回または2回、火曜から土曜の午後に巡回し、図書の貸出しを実施しております。昨年度の利用状況でございますけれども、1年間の貸出し人数は5,931人、貸出し冊数は3万421冊であります。

○大橋委員

市民にとって非常に重要な文化活動だと思っております。これは、車が変わったということで市民から問い合わせがありました。車がいつ変更になったのか、それから、変更した理由は何になるのか、それと、現在、使用している車はどのようなものなのかについてお尋ねします。

○（教育）図書館長

本年6月に法定点検の見積りを徴収するための事前調査を行いまして、そこで故障が判明いたしました。そして、

6月25日から、現在、消防本部のマイクロバスをお借りして代替運行をしております。

○大橋委員

今、法定点検でだめになったという話なのですが、通常、いわゆる年式とか車両の状態なんかによって更新計画を立てて更新していくものだと思いますけれども、なぜ急に法定点検でだめになったのか、それは本来の更新時期を過ぎて我慢して使っていたのか、この辺はどうなのですか。

○（教育）図書館長

前年度の平成21年度の車検では、2年はずつとということで検査を通りました。それが、今年度の法定点検のための事前調査で、かなり重い状態の故障ということが判明したというふうに聞いております。

○大橋委員

車の重い故障とはどういうことかわからないのですが、使えなくなって直すこともできないというふうに理解しますけれども、そういうことでいいのですね。

○（教育）図書館長

このうしお号につきましては、平成5年式の車両でありまして、約17年が経過しております。また、今回の修繕に約104万円と多額の金額がかかるということもございます。また、今回、そこを修理したとしましても、他の部分とか、あるいは他の部品が故障する可能性もある。以上のことから、うしお号は修理をしないという方向でございます。

○大橋委員

利用者から、現状の車では著しく不便だという声が寄せられているのです。どんな点が以前と違っているのかということなのですかけれども、利用者の声を聞いた中で、どこが違っているかという部分で、積載している図書数、図書の並べ方の問題、それから中の閲覧スペースの確保が十分できているのかどうか、そのほかに前と違っているような状況、その辺についてはどういうことなのでしょう。

○（教育）図書館長

現在のかわりの車の不便さについては、私も利用者から何点かお聞きしております。主な原因が二つありまして、普通の図書館車の場合には、マイクロバスを改造しまして、後部座席を取り払って、本棚を並べて、約2,000冊以上積載することができますけれども、現在お借りしているマイクロバスには座席がついておりまして、そこに本を入れたトランクを置くだけです。約500冊ということで4分の1ぐらいの少なさになっております。

それから、委員がおっしゃったように、スペースの関係、それから置き方の関係で本が大変選びにくいという二つのことが言われております。利用者の皆様に御不便をおかけしてございまして大変申しわけないと思いますけれども、何とか図書館バスのサービスは中断したくない、とめたくないということで、かわりの車で運行させていただいております。

○大橋委員

やむを得ない状況の中で努力されているという部分は理解していますが、結局、突然ということで更新計画がなかったわけですが、いつまで今の車を使用していかなければならないのかという点です。新車の購入についてどのように考えているのか、また、新車を購入する場合にはどのくらいの予算がかかるのか、新車が購入できる可能性と時期等々を教えてくださいたいと思います。

○財政部長

6月末だったと思いますが、私どもに相談がありました。本来であれば、1,000万円クラスのお金がかかるので、やはり財源の手当てがないとなかなか買い切れない部分ですが、今、また過疎対策事業債かと言われることですが、過疎債の要望に上げようと思っております。ただ、過疎債の起債の詳細の打ち合わせの手順がまだ道から示されていませんので、今、それを待っている段階です。基本的には、図書館バスは新車を購入していく方向で財源

を過疎債で考えていきたいと思えます。間に合えば今定例会で予算計上したかったですけれども、今のような事情でございますので、ちょっと待っていただいているところです。何とか年度内に納車までいければということで、第 4 回定例会には関連の予算を出させていただきたいという、私どもの予定でございます。

○教育部長

今、財政部長から話があったとおりのですけれども、中の改造を結構しなければならないバスなものですから、予算がついて、すぐにバスが来て使えるということではなくて、改造だけでも三、四か月ぐらいかかるということで、業者のほうともいろいろな話をしております。改造にどの程度の時間がかかるかということです。ですから、私どもとしては、当然、予算立てをしなければ動きがとれない部分があるのですが、できれば新年度予算については、それから直すということではなくて、新年度早々からも新しいバスで市内を回れるような体制をとっていきたいと考えておりますので、財政部のほうとも、今、財政部長からもありましたとおり相談をさせていただいております。

○大橋委員

過疎債の威力をまた知らされました。ありがたいと思えます。よろしくお願ひしたいと思えます。

◎地上デジタル放送について

先ほど、古沢委員から地デジについてお話がありました。質疑の時間切れということで、新たな難視地区ができたという部分ですが、これは塩谷 2 地区、蘭島地区ですね。それについて、どのような状況になっているのかお知らせいただきたいと思えます。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

今、御質問がありました地デジに関する新たな難視地区についてでありますけれども、新たな難視地区というのは、今までアナログ波は何か受信できていたけれども、デジタル波になると映るか映らないかというデジタル波の特性もありますので、それで映らなくなるという地域ということで、北海道デジタル推進協議会のほうで地区を指定しております。現在のところ、市内 5 地区が指定されております。今、委員が言われたように、塩谷で 2 地区、蘭島に 1 地区、桃内に 1 地区、それと星野町 1 地区の 5 地区です。

塩谷 2 地区と蘭島地区の対応についてですけれども、まず、塩谷については、塩谷の駅裏と言うのでしょうか、沢沿いにある 8 世帯ほどがその地域として指定されています。その地域で、町内会をはじめ対象者に御説明したときに、新たな難視地区ということでの対応として、暫定で衛星放送により地デジを受信したいという意向がありましたので、現在、既にその対策を進めております。

塩谷のもう一つの地区は、フルーツ街道沿いの 16 世帯が新たな難視地区ということで指定されております。小樽のほうからいきますと、北照高校を超えたあたりから道路沿いに点在する世帯ですが、こちらも町内会のほうに新たな難視地区ということで御説明したところ、町内会といいますか、対象者の希望で N T T の光回線が入っていないところなので、その回線を引いてもらえれば、光回線のほうでテレビを見たいというお話がありました。その後、N T T とお話をし、N T T のほうでは一定数の世帯がなければなかなか光回線を引けないということだったので、現在、この N T T の言う一定数の世帯を超える数の世帯が希望しているということですので、N T T では年内に光回線を引いて対応していくというふう聞いております。

もう一つ、蘭島地区においては、すぐ近くに共聴施設がございますので、そちらの共聴施設から有線で新たな難視世帯に引っ張るという対策を現在進めています。

○大橋委員

非常に世帯は少ないのですけれども、ややこしいことになっているなと思っているのです。駅裏で衛星放送を利用するというと、その人は北海道にいて東京のニュースを見ることになるのです。それで、この暫定的という意味は、結局、光回線を入れるところもあるのだけれども、今のところ光回線を希望しないで、ずっと衛星放送を見て

いたいというのか、また衛星放送を見ることに対してどんな費用負担が生じていくのか、その辺はどうなのですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

暫定の衛星利用についてですけれども、これは来年の 7 月までの対策が難しいということで、現在、5 年間の暫定利用ということで、衛星を利用して地デジを見ると。委員のおっしゃったとおり、衛星の利用ですから、地方のニュースといいますか、北海道内の番組ではなくて、基本的に東京をキー局とする番組を衛星放送で見るという形になります。この部分の費用については、例えばアンテナとか B S に対応していないテレビをお持ちの方については、B S のチューナー、アンテナも無償で 5 年間貸し出すことになっております。

○大橋委員

わかりました。チューナーとアンテナが無償というのは。

それと、フルーツ街道沿いのほうは光回線ということなのですが、これからそれを導入すると月に 5,000 円ずつかかるのですね。だから、地デジになることによってアンテナを変えるとか、そういうことは一時的に 5 万円とか 8 万円かかるという話なのですが、これは光回線を入れてずっと 5,000 円なものですから、国の政策で地デジにしなければならないのに、高齢者世帯でずっと 5,000 円を負担しなければならないのは、どういうことなのだろうという疑問と、何とか市のほうで助けてくれないのだろうかという声があるのですが、その辺はいかがお考えですか。

○（総務）企画政策室川嶋主幹

光テレビ利用に当たっての費用についてでありますけれども、今、委員のおっしゃったとおり、月々 5,000 円ないしは 7,000 円程度かかっていくということで、この地区の説明会のときに、N T T も一緒にそういう費用負担があるのですけれどもということでお話しして、その中で、大体、地区の合意といいますか、それでも申し込むという世帯でありますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

○大橋委員

御理解というのは、テレビがもう見られないのだぞとおどかされて、それは理解という言葉ではないのです。やはり、国の政策でこういうふうになって、全く救われない部分が出てくるということですからね。今日は時間がないうですし、そこに補助しますという答えが出てくるわけではないからこれでやめますけれども、そういう問題が残っているということと、それから、全国的にそういう問題がまだまだ発生してくると思いますので、その中でいろいろと考えていただきたいと思います。ずっと高齢者に 5,000 円を負担させる形で、テレビは見られないのだぞという世界はちょっとつらいと思いますので、それをまずお願いしたいと思います。

◎高齢者安心カードについて

次の質問ですけれども、高齢者安心カードについてであります。

先日、消防が、朝里で高齢者安心カードを冷蔵庫に入れてあるという前提で訓練を行ったということが報道されました。これは、どのようなことだったのでしょうか。

○（消防）警防課長

高齢者安心カードを活用した訓練でございますけれども、9 月 9 日の救急の日に、市営住宅新光 E 住宅におきまして、常駐しております生活援助員の方と救急隊が連携して救急処置をするという訓練を実施しております。

概要といたしましては、生活援助員の方が団地内の各世帯を訪問している最中に、部屋の中で倒れている高齢者の方を発見したというもので、すぐに 119 番通報するとともに、心臓マッサージをするなどして救急隊に引継ぎをしたというものです。この救急隊に引継ぎをするときに、傷病者の情報提供としまして、高齢者安心カードを冷蔵庫から出して救急隊に渡したというものでございます。

○大橋委員

私は、生活援助員というのは何なのか知らないのですが、生活援助員というのは何のことなのか教えてください。それから、これは訓練でまずやったことですが、救急車というのは、現在、既にそういう事案があったときに

必ず冷蔵庫の点検をするようにしているのかどうか、教えてください。

○（消防）警防課長

今回の訓練につきましては、この生活援助員の方から渡されるという想定で行いましたけれども、実際に救急隊が到着したときに意識がなく、そして誰もいないという場合につきましては、救急隊は冷蔵庫の表示番号を確認して、中から高齢者安心カードを取り出して活用するようという事で徹底しております。

それから、生活援助員の方でございますけれども、これは、ライフサポートアドバイザーということで、L S A と略しております。これは、小樽市シルバーハウジング事業として行っているというふうに聞いております。

○大橋委員

福祉部のほうで、この生活援助員制度を通じて何か説明できないですか。

○（福祉）地域福祉課長

厳密な所管で言うと介護保険課になるのですがけれども、新光E住宅というのは、高齢者世話つき住宅と言いまして、その世話つきの部分を生活援助員ということで、細かい業務内容は忘れましてけれども、何かあったときに相談などに駆けつけたりするために配置している団地ですし、そういう人です。

○大橋委員

それでは、生活援助員というのは、一般的にどこにでも駆けてくれるわけではなくて、そういう特別なものなのですね。わかりました。

この問題について質問したのは、連合町会から、高齢者安心カードの制度があるよという話があったり、それから民生委員の方が町会のほうに行きまして高齢者安心カードの普及ということを言われているのだけれども、それを印刷するのに7,000枚ぐらいのロットで印刷すると安いと言われたのだけれども、町会のほうで注文はないでしょうかという言い方です。それから、申込用紙については、100円ショップで各自が買ってくださというようなことだったのです。

何か情報がさくそうしてよくわからなくなっているのので、この高齢者安心カードについては、どのようなシステムで、どこが普及をさせようとしているのか、その辺についてどうなのでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

行政でこの高齢者安心カードを進めていこうと意思決定をして進めたものではなくて、そもそものきっかけといいますか始まりは、朝里地区民協での取組であります。北海道民生委員児童委員連盟から、活性化事業として市町村の地区民協で何かやらないかという話の中から、小樽の朝里地区民協が平成19、20年で地域の安全と安心についてというテーマでやろうということで積極的に手を挙げて進めたわけなのですけれども、19年については、災害時図上訓練というD I G研修みたいなことをやったのですが、20年度になって全国でやられている事例を調べてきたようでした、高齢者安心カードをやろうということで始まったものです。

20年度に朝里地区民協でやったときには、朝里が丘町会単独で、大体160世帯の町会なのですけれども、その町会長と話を進めよう。実際は、高齢者世帯ということで、当時、11世帯ぐらいのところが高齢者安心カードを配付したというのが始まりです。それが、地区で評判を呼んで、北海道新聞にも出ていましたけれども、その翌年になって、朝里地区民協でもずいぶん評判がよかったということで、それでは朝里の連合町会にもお話を地域で取り組んではどうかということになりました。朝里の連合町会の役員もいいことだということで、積極的に地区民協と一緒に取り組もうということで、朝里の連合町会では7町会で4,700世帯ぐらいあるのですが、朝里全体で取り組んでおります。それがまた評判を呼んで、NHKのニュースでも全国放送されるようになって、私のほうにも連絡が来ましたし、民協の事務局なり朝里の民生委員にもいっぱい電話が行ったようですが、全国的にもずいぶん話があり、当然、市内の中でもずいぶん問い合わせもあり、個人的にもそうですし、単町会としても取り組むようなところが目立ってきました。総連合町会も、そういういい取組であればやろうという話もあり、役員会の中で

も話されました。

そういう展開をしてきまして、正直に言って、市が旗を振ったわけではなくて、民生委員なり町会の方みずからの取組の中で大部分に広がってきたというのが実情であります。

そういった中で、朝里の連合町会が、道の集まりで話をしてくださいという話もあって、7月下旬、総連合町会の事務局でも単町会に幾つか聞いたところ、やっている町会で回答しないところもあるようなのですが、61の町会から回答を得て、既に実施したというのが28で、近々やりますというのが14、まだ実施していないというのは19で、それを見ても多くの町会がやられているのかなと思っています。

そういう進め方、広がり方を示しているものですから、市としてどこがイニシアチブをとって進めているということではなくて、最初のサーム朝里のときには防災担当が窓口になっていたみたいですが、今では、私は民生委員事務局の監事という役割もあって、しょっちゅう会議に行ったり、しょっちゅう聞かれたりもするので、私とか、防災とか、消防も含めて、各所が連携して対応しているという実態にあるかと思っています。

○大橋委員

これは、費用を利用者が負担するのか、町会が負担するのかもよくわからない部分があります。民間からこういうふうに大きくすることはすばらしいと思いますけれども、混乱している部分もあるものですから、混乱したままでどういうふうになるのかなど。特に、普及率が高くなれば救急車が出動したときに本当に有効なのですが、やっている、やっていないという問題もあります。

そして、今後、市が政策として取り組んでいく可能性があるかどうか、予算化ということではなくても、リードしていくというか、教育していく、そういう方向性についてはどう考えていますか。

○（福祉）地域福祉課長

先ほど話したように、かなり広がりを見せました。

実は、町会の役員と民生委員の役員は、昨年からの役員懇談会もしようということで進めているのですが、そういう中で議題になったりもしています。そんなところで、町会の役員に話を聞くのですが、そもそも朝里の広まり方も、高齢者世帯に配った町会もありますし、そんないいシステムであれば、年齢に関係なく全町民に配ろうという町会もありました。それから、費用のほうも100円とか150円ぐらいの幅の話なのですが、そのくらいであれば町会で負担しようということもありましたし、町会で財政的に余裕がなければ100円とか150円を世帯からもらって広めたところもあって、ずいぶんまちまちな状況です。そのまちまちですらにお話をすると、もう既にやっているところもあるのですが、冷蔵庫ではなくて、外に出ているときにも倒れるかもしれないということで、ふれあいパスカードを自分で持っている高齢者が多いのですが、そこに入れるようにアレンジしている町会もあります。また、ある町会長は、私のところは金があるからやろうとみんなに言ったら、役員からそんなのはやらないほうがいいという話があったりと、ずいぶんいろいろな状況にあるというふうに聞いております。

それで、平成22年度になって、民生児童委員協議会のほうも、そういう評判もあったものですから、もうちょっと広められることにつなげられればということで、2,500セットをつくりまして、加えて、紙では古くなる情報もあるということで、交換用の中に入れる用紙を1,500枚、そのくらい予算立てしてやって、民生委員を通じて町会とお話しして広めてくださいという動きもしております、私としては、これだけいろいろな広がり方をしているなり、いろいろな地域でアレンジも加えている中で、これから行政で何か予算立てをしてやるというのも不公平感がちょっとあるのかなということで、今の市民みずからの動きに期待したいというふうに思っております。

○委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 21 分

再開 午後 4 時 40 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、直ちに採決いたします。

議案はいずれも可決と、報告は承認とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

閉会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

当委員会におきまして付託された案件はもとより、行政各般にわたり熱心な御審議を賜り、委員長としての任務を全うすることができました。これも斎藤博行副委員長をはじめ委員各位と、市長をはじめ理事者の皆様の御協力によるものと深く感謝いたしております。意を十分尽くしませんが、委員長としてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

当委員会は、これをもって閉会いたします。